

平成27年3月定例会

中川村議会会議録

中川村議会

平成27年3月中川村議会定例会議事日程（第1号）

平成27年3月2日（月） 午前9時00分 開会

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		会期の決定について
日程第3		諸般の報告
日程第4	報告第1号	専決処分の報告について《専決第11号 専決日H26.12.26》
日程第5	議案第1号	中川村行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
日程第6	議案第2号	中川村職員定数条例等の一部を改正する条例の制定について
日程第7	議案第3号	中川村議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第8	議案第4号	中川村特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第9	議案第5号	中川村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第10	議案第6号	中川村福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例の制定について
日程第11	議案第7号	中川村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第12	議案第8号	中川村公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について
日程第13	議案第9号	中川村教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の全部改正について
日程第14	議案第10号	中川村の保育の実施に関する条例を廃止する条例について
日程第15	議案第11号	民事調停事件に係る調停案の承諾について
日程第16	議案第12号	中川村地域情報システムの長期安定的な使用に関する基本契約の締結について
日程第17	議案第13号	中川村高齢者デイサービスセンターいわゆり荘等の指定管理者の指定について
日程第18	議案第14号	村道路線の変更について
日程第19	議案第15号	伊南行政組合の財産処分について
日程第20	議案第16号	平成26年度中川村一般会計補正予算（第6号）
日程第21	議案第17号	平成26年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
日程第22	議案第18号	平成26年度中川村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
日程第23	議案第19号	平成26年度中川村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
日程第24	議案第20号	平成26年度中川村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
日程第25	議案第21号	平成26年度中川村水道事業会計補正予算（第4号）
日程第26	議案第22号	平成27年度中川村一般会計予算
日程第27	議案第23号	平成27年度中川村国民健康保険事業特別会計予算
日程第28	議案第24号	平成27年度中川村介護保険事業特別会計予算
日程第29	議案第25号	平成27年度中川村後期高齢者医療特別会計予算

- | | | |
|--------|----------|---------------------------|
| 日程第 30 | 議案第 26 号 | 平成 27 年度中川村公共下水道事業特別会計予算 |
| 日程第 31 | 議案第 27 号 | 平成 27 年度中川村農業集落排水事業特別会計予算 |
| 日程第 32 | 議案第 28 号 | 平成 27 年度中川村水道事業会計予算 |

出席議員（10名）

1番	高橋昭夫
2番	湯澤賢一
3番	松澤文昭
4番	鈴木絹子
5番	中塚礼次郎
6番	柳生仁
7番	小池厚
8番	大原孝芳
9番	山崎啓造
10番	村田豊

説明のために参加した者

村長	曾我逸郎	副村長	河崎誠
教育長	下平達朗	総務課長	福島喜弘
会計管理者	中平千賀夫	住民税務課長	菅沼元臣
保健福祉課長	中平仁司	振興課長	富永和夫
建設水道課長	米山正克	教育次長	座光寺悟司
代表監査委員	鈴木信		

職務のために参加した者

議会事務局長	米山恒由
書記	松村順子

平成27年3月中川村議会定例会

会議のてんまつ

平成27年3月2日 午前9時00分 開会

- 事務局長 ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼) 着席ください。(一同着席)
- 議長 おはようございます。
参集ご苦労さまでございます。
ただいまの出席議員数は全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまより平成27年3月中川村議会定例会を開会をいたします。
ここで議案の訂正がありますので事務局長より申し上げます。
- 事務局長 訂正をお願いいたします。
まず予定表ですけれど、3月4日、午後、常任委員会のところ、午後1時から「請願・陳情調査」というふうになっておりますが、陳情のほうがございませんので、請願のみになります。
同じく20日の「請願・陳情審査の委員長報告」というところも、陳情はございませんので削除をお願いいたします。
続きまして、議事日程のほう変更になりましたので差しかえをしてありますが、日程第14 議案第10号 中川村の保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定についてということで訂正がございましたので、お手元のほうに正誤表と正しい議案、配付をさせていただきましたので、よろしくをお願いいたします。
続きまして、議案第21号 平成26年度中川村水道事業会計補正予算の本文中に「資本的収入及び支出」と記載をしてありますが、「資本的支出」というふうに訂正をお願いしたいと思います。
よろしくをお願いいたします。
そちらにつきましても正誤表をお手元にお配りしてありますので、ご確認をお願いいたします。
- 議長 長 これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付をしたとおりであります。
ここで村長のあいさつをお願いいたします。
- 村長 長 平成27年3月中川村議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、もろもろご多用の中、全員、定刻にご参集を賜り、まことにありがとうございます。
さて、1月には、IS、イスラム国を名乗る勢力に拘束されていた日本人2人が殺害されるというつらい事件がありました。数ヶ月という長い拘束期間があったにもかかわらず、その間、日本政府が国民の生命を守るべく努力したという印象はありません。逆に安倍総理のイスラム国に対して戦う国々を支援するというエジプトでの演説、また、イスラエル国旗を手にして人質解放を要求した会見が、その直後の最悪の結果を招くことになったと思います。その一方で、2人が殺害された後になると、安倍総

理は「日本人には、これから先、指一本触れさせない。」と語り、軍事的な活動をする自由度を一層強めようとしています。

米国の新聞、ニューヨークタイムズは、安倍総理がイスラム国によって国民を脅して憲法改変を進めようとしているという風刺画を掲載し、一部で話題になりました。的を射ていると感じたい人は多かったようです。

軍事的にイスラム国を壊滅させたとしても、テロリストが世界中に散らばって新たな組織があちこちに次々と生まれるだけだと思います。

映画「ランボー 怒りのアフガン」にあったように、米国はソ連の南下を阻止するためタリバンを軍事資金面で支援し、強くなり過ぎて手に負えなくなると攻め入りました。イランを牽制するためにイラクのサダム・フセインを支援し、手に負えなくなると、今度は攻め滅ぼしました。この間、結婚式を無人機で誤爆したり、おびただしい民間人の犠牲者が出ました。米国のこのような目先の利害だけで軍事的に、ときには支援し、ときには攻撃する場当たり的な政策がイスラム国を生んだと言えるでしょう。

先日、国防の分野で大変重要なポストまで上り詰めた方にじっくりとお話を伺うことができました。米国の元国家安全保障問題担当大統領補佐官キッシンジャー氏の言葉を引いて「軍事同盟は戦争を抑止するよりも、どこか1カ所で起きた紛争の火種を瞬く間に全体に燃え広がらせる導火線の役割を果たす。」という説明を聞き、なるほどと思いました。

日本の果たすべき役割は、軍事力に物を言わすことではなく、イスラム国が生まれた背景や多くの若者がイスラム国に惹かれることの背景にある問題を考え、それを直す努力に取り組むことだと思います。

さて、3月定例会は、申すまでもなく来年度予算案を審議いただく重要な議会であり、慎重なご審議をお願い申し上げますが、来年度の方針と予算案につきましては改めて提案説明をいたしますので、この場では今年度予算の補正について若干ご説明を申し上げます。

まち・ひと・しごと創生法の緊急的取り組みの地方消費喚起生活支援型としてプレミアム商品券を発行いたします。1セット1万2,000円の商品券を一般世帯には1万円で5セットを上限にして、さらに別枠として18歳未満の子どもが3人以上いる世帯には8,000円で2セットまで、住民税非課税世帯には5,000円で2セットまで販売いたします。国からの交付金には上限がありますので、希望する村民は早目に購入をしていただきたいと思います。

緊急的取り組みのもう一つである地方創生先行型につきましては、国との協議を行ったものを本定例会最終日に平成26年度一般会計補正予算(第7号)として追加上程するつもりであります。

次に、文化センター西側の土地を長らく駐車場として利用していたことの賠償金として調停が整いましたので130万円を計上いたしました。

また、9月の補正で財政調整基金に2億円を積み増すこととしておりましたが、今

後、地域医療の充実が重要となるとの判断から、うち1億円を地域医療確保対策基金に積み立てます。

村財政のさらなる健全化のために財政融資資金、臨財債を9月定例議会での補正に追加して8,600万円余の繰り上げ償還を行います。

以上、補正予算提案のうち主たるものをご説明申し上げます。

最後に、本定例会に提案申し上げる案件につきましては、専決処分の報告が1件、中川村行政手続条例の一部を改正する条例など条例の改正等の案件が10件、民事調停事件に係る調停案の受託、中川村地域情報システムの長期安定的な使用に関する基本契約の締結、中川村高齢者デイサービスセンターいわゆり荘の指定管理者の指定、村道路線の変更、伊南行政組合の財産処分、そして平成26年度中川村一般会計補正予算（第6号）など補正予算が6件、平成27年度中川村一般会計予算など平成27年度当初予算が7件であります。

また、最終日に中川村固定資産評価審査委員会委員の選任と先ほど申し上げます平成26年度中川村一般会計補正予算（第7号）を追加上程する予定であります。

大変多数となりますが、いずれも重要な案件でありますので、何とぞ慎重なご審議をいただくことをお願い申し上げます。定例議会開会のあいさつといたします。

よろしく願いいたします。

○議長

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付をしてあるとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、議会規則第120条の規定により7番 小池厚議員及び8番 大原孝芳議員を指名をいたします。

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期につきましては、過日、議会運営委員会を開催し協議をしております。

この際、議会運委委員長のご報告を求めます。

○議会運営委員長

過日、行いました議会運営委員会のご報告を申し上げます。

3月定例会の会期については、皆さんのお手元に定例会の予定表が配付されておりますが、本日、3月の2日から20日までの19日間とするものです。

次に日程ですが、本日は議案第1号から議案第8号までの一部改正条例、議案第9号の全部改正条例、議案第10号の廃止条例及び議案第11号から議案第15号の一般案件並びに議案第16号から議案第21号までの各会計補正予算につきましては、それぞれ上程、提案理由の説明から質疑、討論、採決までをお願いします。

続いて、議案第22号から議案第28号までの平成27年度の各会計予算につきましては、予算の上程、提案理由の説明及び質疑の後、本定例会より予算特別委員会を設置し付託することになりました。予算特別委員会設置の議決をお願いし、本会議終了後、特別委員会の招集をお願いいたします。

4日につきましては、議会運営委員会を開催し、一般質問の審査と全員協議会協議

内容の審査を行います。

午後は委員会日程としますので、請願の付託を受けた委員会は、その中で審査をお願いします。

5日、6日、9日は議案調査といたします。

10日及び11日は、午前9時から本会議をお願いし、一般質問を行います。

質問者の人数の割り振り及び順番等につきましては、3日の通告締め切り後を待って、4日の議会運営委員会終了後、調整します。

なお、議会全員協議会については、11日の一般質問終了後及び最終日の閉会後に行う予定です。

新年度予算を審議する特別委員会日程については、12日、13日、16日、17日とします。付託案件の特別新委員会審査をお願いします。

16日、18日及び19日は議案調査とします。

最終日の20日は午後2時から本会議をお願いし、平成27年度の各会計予算の特別委員長報告、質疑、討論、採決を行い、次に議案第29号の質疑、討論、採決を行います。

引き続き請願の委員長報告、質疑、討論、採決を行い、意見書等の発議がありましたら、上程、趣旨説明、質疑、討論、採決を行っていただく予定です。

以上、本定例会の会期及び日程ですが、本定例会で、先ほど申し上げましたように特別委員会による予算審査が初めての経験としてあります。戸惑うこともあるかと思いますが、皆様のご協力で円滑な議会運営ができますようここにお願いいたしまして報告とさせていただきます。

○議長 お諮りいたします。

本定例会の会期は議会運営委員長の報告のとおり本日から20日までの19日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 異議なしと認めます。よって、会期は本日から20日までの19日間と決定をいたしました。

日程第3 諸般の報告を行います。

まず、監査委員から例月出納検査の報告があり、写しをお手元に配付しておきましたので、ごらんをいただき、ご了承を願います。

次に、去る12月定例会において可決された「安心・安全の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める意見書」、「介護従事者の処遇改善を求める意見書」、「稲作農家の経営の安定を求める意見書」、「地域振興・地域林業の確立に向けた「山村振興法」の延長と施策拡充に係る意見書」につきましては、内閣総理大臣を初めとして各関係機関に提出をしておきましたのでご了承を願います。

次に、本定例会までに受理した請願につきましては、議会会議規則第95条の規定によりお手元に配付の請願文書表のとおり所管の常任委員会に付託をいたします。

次に、本定例会に提出される議案は一覧表としてお手元に配付しておきましたので

ご了承願います。

次に、村長より行政報告の申し出がありました。

報告第1号について報告を求めます。

○総務課長

それでは報告第1号 専決処分の報告について説明をさせていただきます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき村議会の議決により村長において専決できる事項として指定されているものにつきまして別紙のように専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものです。

裏面をごらんください。

専決番号は第11号です。

地方自治法第180条第1項の規定により村長において専決することができる事項の指定については、昭和60年12月19日の村議会において、法律上、村の義務に属する1件20万円以内の損害賠償の額を定め、これに伴う和解を行うことが議決されており、本件は平成26年12月26日に専決したものであります。

内容は、林道黒牛折草峠線における公用車の衝突事故にかかわる損害賠償の額が次のように決定し、和解したもので、事故発生日時は平成26年8月4日、午後2時ごろ、事故発生場所は中川村大草林道黒牛折草峠線、相手方は、住所〇〇、氏名、〇〇氏、被害車両、大型自動二輪車、松本ら、事故の概要は、上記場所において、職員がキャンプ場の管理作業を終え、公用車で役場へ戻り途中、見通しの悪い下り右カーブで対向してきた大型自動二輪車と衝突したものです。損賠賠償額は7万4,226円ですが、示談書の責任割合は相手方が80%、村側は20%であり、相手方の被害車両の損害額37万1,131円の20%を負担したものです。

以上、報告いたします。

○議長

説明を終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

質疑なしと認めます。

これで報告事項を終わります。

日程第5 議案第1号 中川村行政手続条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

朗読願います。

○事務局長

朗読

○議長

提案理由の説明を求めます。

○総務課長

議案第1号につきまして説明させていただきます。

例規集は第1巻381ページからです。

提案理由は、行政手続法の一部を改正する法律が平成27年4月1日から施行されるのに伴い本案を提出するものです。

改正の趣旨、目的は、処分及び行政指導に関する手続について国民の権利、利益の

保護の充実を図るため、法律の要件に適合しない行政指導の中止等を求める制度及び法令に違反する事実の是正のための処分または行政指導を求める制度を整備する等の措置を講ずるもので、改正内容ですが、例規集 391 ページにあります第 33 条 行政指導の方法へ第 2 項として、新たに、行政指導に携わる者は当該行政指導をする際に行政機関が許認可等をする権限または許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して当該権限を行使し得る根拠を示さなければならないものとするもので、また、第 34 条の次に第 34 条の 2 として行政指導の中止等の求めを加えるもので、第 1 項では、法令に違反する行為の是正を求める行政指導の相手方は、当該行政指導が当該法律に規定する要件に適合しないと思慮するときは、当該行政指導をした行政機関に対し、その旨を申し出て当該行政指導の中止、その他必要な措置をとることを求めることができるものとするものです。第 2 項では申出書の記載事項を規定し、第 3 項では、第 1 項の申し出があったときは必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律または条令に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止、その他必要な措置をとらなければならないものとするものです。さらに、第 34 条の 2 の次に、新たに第 4 章の 2 として処分の求め、第 34 条の 3 を加えるもので、第 1 項では、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分または行政指導がされていないと思慮するときは、当該処分または行政指導をする権限を有する行政庁または行政機関に対し、その旨を申し出て、当該処分または行政指導をすることを求めることができるものとするもので、第 2 項では申出書の記載事項を規定し、第 3 項では、第 1 項の申し出があったときは必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分または行政指導をしなければならないものとするものです。

以上、よろしくご審議願います。

○議 長

説明を終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長

全員賛成です。よって、議案第 1 号は原案のとおり可決されました。

日程第 6 議案第 2 号 中川村職員定数条例等の一部を改正する条例の制定について

を議題といたします。

朗読願います。

○事務局長

朗読

○議長

提案理由の説明を求めます。

○教育次長

それでは、議案第2号 中川村職員定数条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

提案理由は、いわゆる教育委員制度改革を行うため地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が昨年6月20日に公布され、ことし4月1日から施行されることに伴い本案を提出するものでございます。

以下、改正法と略させていただきます。

本条例は集合条例でございまして、4本の条例の一部改正を一括提案させていただくものでございます。

第1条につきましては、中川村職員定数条例等の一部改正でございます。

例規集は1巻の502ページです。

現行条例では、一般職としての現教育長を職員定数から除外する規定を設けていますが、特別職の身分のみとなることから第1条中の教育長の除外規定を削るものでございます。現教育長は、任命に議会同意を必要とする教育委員会の委員としての特別職の身分を有するとともに、あわせて教育委員会が任命する教育長として一般職の身分を有しています。一方、新教育長は、改正法第4条第1項の規定により村長が議会の同意を得て任命する職であることから特別職の身分のみを有することとなります。

次に、第2条につきましては、中川村特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正でございます。

例規集は1巻の735ページです。

現行条例では別表中で委員長の月額報酬を定めていますが、この規定を削除するものです。現行法第12条で規定されている委員長の役職が削除され、改正法第13条の規定により、かわって新教育長がその任務を担うこととされるため、現委員長は委員と同等の月額報酬となるためです。

第3条につきましては、中川村特別職の職員で常勤の者等の旅費に関する条例の一部改正でございます。

例規集は1巻の1201ページです。

題名の改正及び第1条中の現教育長の除外規定を削除するものです。本条例改正の第1条と同様に、現教育長が一般職から特別職へ変更になることにより一般職の除外規定の必要がなくなるためでございます。

第4条につきましては議会委員会条例の一部改正でございます。

例規集は1巻の75ページです。

第19条中の教育委員会の委員長を教育委員会の教育長に改める改正です。本条例改正の第2条と同様に、委員長の役職が削除され、新教育長がその任務を担うこととされるためです。

本条例の施行日は改正法の施行日でありますことし4月1日であります。経過措置として、改正法では、現教育長が教育委員会としての任期中に限り、なお従前の例により在職することとしているため、本条例においても改正法同様の経過措置を規定するものです。

具体的には、現教育長の任期が平成29年9月30日まででございますので、平成29年10月1日が適用日として想定をされます。

しかし、それ以前であっても、現教育長が予期せぬことで不在となった場合には、その日からこの条例が適用されることとなります。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長

説明を終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○2番

(湯澤 賢一) この議案第2号は、昨年6月に公布された地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律でことしの4月1日に施行日を迎えることからの一部改正かと思いますが、昨年6月に公布されたときは、もっと、私自身、不勉強で単純な法改正と思っていたのであります。いよいよ、その施行される間近になって教育委員会からの説明を受けまして、非常に問題の大きさに驚いているわけですが、留意事項にあるように、教育委員の任期が4年であるのに教育長の任期が3年であるということは、4年の任期である首長が一度は教育長人事において任命権者になるという以外の理由は、どうも考えられない、それはまた、留意事項にも書いてあることであります。つまり、教育長人事を通して首長が教育に直接関与できる道を開く以外の、という理由も、以外のこと、いろいろ説明は、この法律に、改正する法律についての通知にはいっぱい書いてありますが、全部そぎ落とせば、基本的にはそこへ行ってしまわないかと私は思えてなりません。それは、過去の苦い経験から、教育の自由とか民主化の観点から最も避けなければならないことだと思っておりますが、村長の考えを質問します。

また、事務職であった教育長が教育委員会の長になるということは、今までの教育長の果たしてきた事務職は誰が引き継ぐのか、教育次長の立場はどうなるか、教育委員会の構成上の問題として教育長にお聞きします。教育次長が教育長の仕事を引き継ぐのかどうか、単純に教育次長は今の仕事に、教育次長の、今、抱えている仕事のほかに今の教育長の仕事が上乗せになっていくのかどうか、誰かが、あるいは、誰かがその部署をカバーするのか、その点をお聞きしたいと思います。

また、今回の改正は、教育委員会を引き続き執行機関としつつ、その代表者である委員長と事務の統括者である教育長を一本化した教育長を置くことによって迅速な危機管理体制の構築を図ることを含め、教育行政の一義的な責任者を明確にすることとしております。ここで、迅速な危機管理体制の構築とは一体どういう場面をイメージとして、どういう場面を描いてこのようなふうの説明しているのか、また、教育行政の第一義的な責任者は今まで誰だったのか、これからは誰になるのか、そのことを教

育長にお聞きします。

以上3点であります、よろしくお願ひします。

○村 長

新しい教育委員会の体制ということにつきましては、私も、正直申し上げまして、まだまだ勉強をしているというふうなことで、いろいろ、県の教育界の皆さん方にもいろいろな場面でお会いするときにねですね、お話を雑談的に聞いて、意見を聞いているわけなんですけども、先ほどの危機管理ということと言うと、いじめの問題というのがあって、大変、いじめ等々が起こっているにもかかわらず的確な対応ができなかったのではないのかっていうふうなところが一つのきっかけになっているんだというふうなお話をしてくださった方もいらっしゃいますし、それからまた、予算等々です、予算づけは長側でやっているんですけども、その辺のところのすり合わせなんかもう少し明確にいい形でできるようにというふうな意味なんだというふうにおっしゃる方もいらっしゃいました。

しかし、予算に関しましては、教育委員会から予算の要求が来て、それを、ほかの部署と同じようにですね、すり合わせといいますか、査定をして、これは必要だねとか、これはちょっと来年まで待ってよとか、これは必要ないんじゃないかとかいうようなことはやっておりますので、それをやる前に、教育委員会だけ特別にですね、私が1人だけ入って、その予算についていろいろ意見お聞きして、それに対して何らかの答えを全体とは切り分けてするというのも、ちょっといい結果は生まないんだろうなというふうに感じています。

議員がおっしゃったように、その教育への長側、政治の側といいますか、長側の関与というのを深めるためではないかというような心配もすごくしておりますし、実際、そういう考え方で、教育委員会っていうか、教育に対して口を突っ込みやすくなるということは間違いないことだというふうに思っております。ですので、これから、この制度になってですね、どんどん村長も交代するだろうし、体制も変わっていく中でですね、そのたびに、こう、中川村の子どもたちの受ける教育について、あっちに行ったりこっちに行ったり、右に行ったり左に行ったり、ぶれるようなことがあってはいけませんので、そこら辺は、やっぱり教育委員会の主導體制というものを、これまでどおりっていうか、これまで以上に確立していただいて、特にPTAなんかと学校の先生方、保護者の皆さん方とのコミュニケーションをがっちりしていただいてですね、いい加減な、思いつきで口を挟むようなことを許さないようなしっかりした体制をこれまで以上につくっていただく必要があるかと思ひますし、その辺をどうすればいいのかなという、仕組みとして、中川村のローカルルールといいますか、暗黙の形というものは、どういうふうなことで、そういうふうなことが担保できるような、いかばかりかもしれませんが、そういうこともできるような方策はないのかなというふうな研究はしておりますが、ちょっと、まだ、はっきりいいのは見つかっておりません。ただ、説明にありましたとおり、教育長の人選というものは議会の承認が必要だというふうなこともございますので、議会としても、その辺の人選等につきましては、しっかりとご審議をいただいて、ご審査をいただくということがお

願いすべきことではないのかなというふうに思っております。

ちょっととまとりませんが、ちょっと、そんなことを考えております。

○教育長 ご質問の2点目でございますが、事務的なことにつきまして、この後、変わりました後、どうなるのかということでございますが、事務的な面につきましては、現在体制とほぼ変わらず進行できるように考えております。ただ、委員長の任務と教育長の任務と重なってくる部分につきましての負担については、今後、もし、任期中の時間がいただけますならば、慎重に考えながら努めていこうというふうに思っております。

3点目、教育委員会、迅速に行動するとはどういうことかということでございますけれども、現在までのところも、中川村におきましては、委員長、そして教育長、教育委員の間の連絡につきましては、できるだけ迅速に、常に連絡をとり合いながら進んでおります。その点については、今後も担保できるというふうに考えますし、一層の努力は必要というふうに思われます。

教育委員会の責任者でありますけれども、現在は委員長が教育委員会の責任を持っております。と考えると進んでおります。新教育長が、それを持つようになるということでございます。

ただいま村長のほうからお話がありましたけれども、新しい教育委員会になりました暁には、信頼関係をもとに進めてまいりたいというふうに思っております。

○2 番 (湯澤 賢一) この法律は、法律として、もう既に公布されて施行されるので、それに対する条例でありますので、これに納得できないからといって反対できるものでもないかもしれませんが、もう1点、ちょっと教育長にお聞きしますが、今の説明だと、教育委員長の職務と教育長の職を両方やると、これからは、そういうふうなことなんでしょうか。

○教育長 教育委員長はなくなりますので、新教育長がそれを執行していくと、役割を担っていくということでございます。

○議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 これで質疑を終わります。

次に討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成です。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第3号 中川村議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

を議題といたします。

- 朗読願います。
- 事務局長 朗読
- 議長 提案理由の説明を求めます。
- 総務課長 それでは、議案第3号につきまして説明させていただきます。
- 例規集は第1巻703ページからですが、昨年の12月の条例改正分の差しかえがまだ間に合っておりません。昨年12月の改正前の期末手当の支給率となっておりますのでご了承願います。
- 提案理由は、昨年12月定例村議会において人事院勧告に従って一般職の職員の給与改定を行ったのに伴い議員の皆様への12月支給分の期末手当も100分の15引き上げることを提案させていただき、議決していただきましたが、今回は、この引き上げさせていただいた100分の15を6月と12月の期末手当に割り振るため本案を提出するものです。
- 改正内容ですが、第5条第2項の期末手当について、6月の支給率を100分の7.5引き上げ、12月の支給率を100分の7.5引き下げるもので、平成27年4月1日から適用するものです。
- よろしくご審議をお願いいたします。
- 議長 説明を終わりました。
- これより質疑を行います。
- 質疑ありませんか。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長 質疑なしと認めます。
- 次に討論を行います。
- 討論はありませんか。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長 討論なしと認めます。
- これより採決を行います。
- 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
- 〔賛成者挙手〕
- 議長 全員賛成です。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。
- 日程第8 議案第4号 中川村特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- を議題といたします。
- 朗読願います。
- 事務局長 朗読
- 議長 提案理由の説明を求めます。
- 総務課長 それでは、議案第4号につきまして説明させていただきます。
- 例規集は第1巻721ページからですが、先ほどの件と同様、12月の条例改正分の差しかえが間に合っておりません。例規集は改正前の期末手当の支給率となつて

おりますのでご了承願います。

提案理由は、一つは、教育長は、従来は一般職として位置づけられているものの、給与については常勤の特別職に準じた取り扱いを行ってまいりました。このような中、平成26年6月20日に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正され、平成27年4月1日から施行されるのに伴い、現教育長の任期満了等となる日以後は教育委員長と教育長を一本化した新しい教育長が設置されることになり、新しい教育長は特別職の職員で常勤の者と位置づけられます。

もう一つは、議案第3号と同様に、昨年12月定例村議会において人事院勧告に従って一般職の職員の給与改定に伴い、村長、副村長及び教育長の12月支給分の期末手当も100分の15引き上げを提案させていただき、議決していただきましたが、今回のこの引き上げをさせていただいた100分の15を6月と12月の期末手当に割り振るため本案を提出するものです。

改正内容ですが、新しい教育長を特別職の職員で常勤の者と位置づけるため、題名中、「常勤の者等」を「常勤の者」に改めるとともに、第1条中、「及び教育長」を削除するもので、附則の第2項により、現に在職する教育長は、教育委員会の委員としての任期中に限り、なお従前の例により在職するものとしています。

また、第2条第2項の期末手当について、6月の支給率を100分の7.5引き上げ、12月の支給率を100分の7.5引き下げるもので、平成27年4月1日から適用するものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

長 説明を終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長

長 全員賛成です。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第5号 中川村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

を議題といたします。

朗読願います。

○事務局長

朗読

○議長
○総務課長

提案理由の説明を求めます。

議案第5号につきまして説明させていただきます。

例規集は第1巻781ページですけれども、昨年12月の条例改正分の差しかえについては、先ほどと同様、間に合っておらず、昨年12月の改正前の勤勉手当の支給率あるいは給料表となっておりますのでご了承願います。

提案理由は、人事院は、昨年8月7日、国家公務員の給与改定などについて政府に勧告が行われました。勧告の概要は、民間給与との格差等に基づき給料表を平均0.3%引き上げ、それから、ボーナスの支給実績から期末勤勉手当の支給率を年間で0.15%引き上げ、引き上げ分は勤勉手当に配分する、この2点につきましては、平成26年4月1日から適用するもので、昨年12月定例村議会において提案させていただきました、議決していただきましたが、今回の改正は、昨年の人事院勧告の中で実施時期を平成27年4月1日とされました寒冷地手当の支給地域の見直し、給与制度の総合的見直し、管理職員特別勤務手当の支給、新たな気象データに基づく寒冷地手当の支給地域の見直しと議員の皆さんや特別職と同様に昨年12月定例村議会において勤勉手当の12月支給分の期末手当引き上げを議決していただき、今回は、この引き上げさせていただいたものを6月と12月の期末手当に割り振るため本案を提出するものであります。

改正内容ですけれども、例規集793ページ、第23条の2の管理職員特別勤務手当に管理監督職員が災害への対処等、緊急の必要により平日深夜に勤務した場合の管理職員特別勤務手当の支給を規定として加えるものです。

例規集797ページにあります第27条第1項では勤勉手当の支給率を規定しておりますが、昨年12月に、第1号では一般の職員及び特定幹部職員の勤務手当の支給率をそれぞれ100分の15引き上げ、同項第2号では再任用職員の勤勉手当の支給率を100分の5引き上げており、6月と12月の勤勉手当はともに同率のため、一般の職員及び特定幹部職員の勤勉手当の支給率をそれぞれ100分の7.5引き下げ、同項第2号では再任用職員の勤勉手当の支給率を100分の2.5引き下げ、年間での支給率はそのままで6月と12月の勤勉手当はともに同率とするものであります。

また、例規集第1巻801ページにあります附則第5項では、現在、55歳以上の6級職員については、本来の給与、期末手当、勤勉手当からそれぞれ1.5%を減額する給料の抑制を行っていますが、この措置を「当分の間」となっているものを「平成30年3月31日までの間」に改め、同附則第8項では今回の期末手当の支給率の変更に合わせて減額率を改正するものです。

また、例規集第1巻811ページにあります行政職給料表を議案書のように改めるものです。これは、昨年、人事院は平成27年4月から3年間にわたる給与制度の総合見直しについても勧告が行われました。公務員の給与につきましては、平成18年から22年にかけて給与構造改革が行われ、官民の給与格差の縮小が図られてきましたが、さらに地域間、世代間の給与配分のあり方を見直すため、給料表の水準を1級の全号俸及び2級の下位号俸を除き、平均2%引き下げ、特に高齢層職員の給与を抑制するものであります。

さらに、例規集第1巻816ページにあります寒冷地手当支給地域表につきまして、人事院勧告により見直しが行われ、当村は、従来、寒冷地手当の支給地域とされておりましたが、支給地域から除外されました。

附則第2項では、給料表の切りかえにより減額となる職員に対しては、平成30年3月31日までの間、激変緩和措置として現在の給料との差額を支給することを、附則第3項から第5項では職員間の健康上必要な場合の調整を規定します。

附則第6項から第10項では、当村に勤務する職員が寒冷地手当の支給地域から除外されたことに対して3年間の経過措置として見直し寒冷地手当を支給するものであり、平成27年度は同額を、平成28年度、29年度はそれぞれ第9項の規定により減額しての支給となります。

以上、平成27年4月1日から適用するものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

説明を終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○5番

(中塚礼次郎) 平均で2%の削減というふうな解釈でいいわけでしょうか。

それと、労働組合との交渉の経過があれば、どんな状況かお聞きしたいと思います。

○総務課長

組合に対しましては、去年の人事院勧告に伴いまして給与改定の要求がされる中で、こちらとしては、従来も引き上げる際には人事院勧告どおり行っている、今回も引き上げ分と引き下げ分とがございますけれども、従来的人事院勧告に従った扱いをしてきているという中から、今回もさせていただくというふうに、こちらのほうからは申し上げてございます。

以上です。

○5番

(中塚礼次郎) 2014年の人事院勧告が出されたことと近隣の市町村等の状況から見て、なかなか厳しいものがあるというふうに思いますが、労働組合との話し合いとか交渉は持たれておらんと、こういうことでいいですかね？

○総務課長

交渉は、一応、持っております。ただ、組合は、あくまでも減額部分のほうは承知はしてございませんけれども、いいところだけとって悪いところは切り捨てというふうになかなかいかない、過去にもこういうケースがございましたけれども、中川村は独自に人事委員会を設けておりません。例えば県とかは人事委員会を設けておりまして、独自に官民との比較等を行いながら勧告が出されておりますけれども、一般的に大きくない自治組織においては人事委員会を置いて実態を調査するっていうのは不可能であります。そんな中で、中川村では、過去から、国の機関として人事院があって、その人事院の勧告に従った措置をとってきている、そんな中では、今回についても人事院に従った改定をすることが、過去の経過から、あるいは独自に調査できない上では、信頼できる比較であるというふうに考えて、今回、村側としては人事院の勧告に従った改定を行っているところであります。

○5番

(中塚礼次郎) 総務課長の言うこともわかりますが、労働組合会っての、この中川

村役場というふうなこともあるので、どういう結論になるかはともかくとして、働く者の意見を聞くというふうなことで進めていくことが最も必要だというふうに私は思いますので、ぜひ、その辺、していただきたいというふうに思います。

以上です。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

○3 番

(松澤 文昭) この人事院勧告の中で、中川村が上伊那で唯一、寒冷地手当を外されているんですが、その理由がわかりましたらお答えをいただきたいと思います。

○総務課長

国のほうでは、全国をメッシュにして、気温とか降雪量とか、そういうものを調査して、今回、中川村は、上伊那では、逆に中川村が外され、逆に宮田村は今まで外れていたものが入った、それから、下伊那のほうでも、今回、剥奪されたところがございいます。ただ、やはり村のほうで、そういった調査が独自にはできませんので、やはり国の、そういった調査結果、これを尊重させていただいて、今回の寒冷地手当の見直しというふうにさせていただいております。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

これで質疑を終わります。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は原案のとおりに決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長

全員賛成です。よって、議案第5号は原案のとおりに可決されました。

日程第10 議案第6号 中川村福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例の制定について

を議題といたします。

朗読願います。

○事務局長

朗読

○議 長

提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長

それでは議案第6号について説明させていただきます。

例規集は2巻の587ページからです。

提案理由でございますが、本案は、福祉医療給付事業に対する県の補助要綱が改正をされ、平成27年度から障がい児に関する所得制限が廃止されることを受けて、当村の条例においてもこの部分の所得制限を廃止するためのものです。

なお、長野県では、今回、あわせて乳幼児等の入院に関しても、その対象者をこれまでの小学校3年生までから中学校卒業までに拡大いたします。

しかし、当村では独自に乳幼児等の範囲を通院を含めて所得制限なしに満18歳に達

する年度までとしておりますので、乳幼児等に関しては、今回は、村の条例は改正いたしません。

また、同様の理由で障がい児は村の条例ではすべて乳幼児等に含まれておりますので、今回の改正によって新たに支給対象となる方はいらっしゃいません。

条例の内容ですが、改正箇所は第3条であります。

まず、第1項第2号にただし書きを加えます。これは、県が要綱上で未整理であった字句の整備を行ったことに伴うもので、運用を変更するものではありません。具体的には、障がい福祉サービスの特定施設のうち長野県外の施設である国立重度知的障害者総合施設のぞみの園と医療費の自己負担が生じない生活保護施設に入所する者について対象外とするものです。当村では該当者はおりません。

続いて支給対象外となる者を列挙した第2項において障がい者を規定している第5号と第6号とにそれぞれ満18歳に達する年度までの者を除く規定を加えます。

施行日は平成27年4月1日といたします。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

説明を終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は原案のとおりに決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長

全員賛成です。よって、議案第6号は原案のとおりに可決されました。

日程第11 議案第7号 中川村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

を議題といたします。

朗読願います。

○事務局長

朗読

○議長

提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長

それでは議案第7号について説明させていただきます。

例規集は2巻の867ページからになります。

提案理由でございますが、本案は、第6期の介護保険事業年度であります平成27年度から平成29年度の3カ年の第1号被保険者の介護保険料を改定するとともに、介護保険法等の改正による新たな事業、新しい総合事業と新しい包括的支援事業について

て、準備と円滑な実施のために経過措置を定めるものであります。

なお、改正の内容につきましては去る2月23日の議会全員協議会において説明させていただいておりますので、ここでは改正条文の説明をいたします。

議案に添付いたしました新旧対照表をあわせてご参照願います。

保険料の改定は第2条になります。

第1項において現行の7つの号についてそれぞれ金額を改定するとともに、新たに3つの号を加えて保険料段階を全10段階といたします。前回、平成24年3月の改定時には、低所得者に配慮いたしまして附則において特例で2つの段階を加えて計9段階で運用してまいりましたが、今回は本則で10段階といたします。改正後に基準となる保険料は第5号で年額6万9,000円、月額では5,750円となります。改正前の基準額は現行の第4号です。比較しますと16.4%の引き上げとなります。高齢化の進行に伴う制度全体としての保険料負担構造の変更、介護報酬の改定、期間中における被保険者数、要介護認定者数及びサービス利用料、第7期以降の保険料を考慮した基金の取り扱いなどを総合的に検討して設定いたしました。基準である第5段階を1として、第1段階が0.5、第10段階が1.9という比率になる累進構造となっております。詳細については、さきの議会協議会の資料でお示ししております。

第2項から第5項は、新しい第6段階～第10段階の5段階を分ける合計所得金額を定めるものです。各段階に適用する基準段階に対する比率と合計所得金額とは、第9段階までは国の基準のとおりでありまして、第10段階は中川村が独自に設定するものです。

第2条第6項は低所得者に対する保険料の軽減強化について定めるものです。本年度の介護保険法の改正によりまして、平成27年度から所得の少ない者に対して保険料の軽減措置を行うことになりました。財源は村の一般会計からの繰り入れで、一般会計に対して国・県の補助があるという枠組みになります。具体的には政令で定めるところとされており、当面、改正後の第1段階に対して基準額に対する比率を0.5から0.45に引き下げることとなります。このことにより第1段階の保険料を年額3万1,050円といたします。

なお、国としては消費税が10%に引き上げられる平成29年度には改正後の第3段階まで軽減を拡大する方針ですが、根拠となる政令が定まっておきませんので、今回の条例改正では第1段階に対する軽減のみを規定いたします。

続きまして第4条の改正です。これは、年の中途での移動の場合の月割賦課について定めた箇所です。前回の保険料改定時に介護保険法施行令の根拠とする条を第38条から第39条に変更いたしました。その際に、同時に、この第4条についても改正すべきでありましたが、未改定となっております。本年度では、施行令第39条も改正されますので、あわせて整備して改正するものです。月割賦課に対する取り扱いを変更するものではありません。

続いて、次に附則について説明いたします。

第1項で、この条例の施行日を平成27年4月1日といたします。

第2項は保険料の改定時における通常の経過措置を定めるものです。

第3項から第6項は法改正による新たな事業についての経過措置を定めるもので、第3項は新しい総合事業について、第4項は在宅医療介護連携推進、第5項は生活支援体制整備、第6項は認知症施策推進の各包括的支援事業について、それぞれ法定施行日である平成27年4月1日からの実施を、当面、見送ることを定めます。

なお、新しい総合事業は平成29年度から、新しい包括的支援事業は遅くも平成29年度中の、それぞれ実施を予定しています。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

説明を終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は原案のとおりに決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長

全員賛成です。よって、議案第7号は原案のとおりに可決されました。

日程第12 議案第8号 中川村公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について

を議題といたします。

朗読願います。

○事務局長

朗読

○議長

提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

それでは提案説明いたします。

下水道法施行令の一部を改正する政令が昨年11月19日に公布され、12月1日から施行されたことに伴い本案を提出するものであります。

例規集は第2巻1428ページであります。

改正条例は、第12条に定める基準に適合しない下水と判断される基準値の改正であります。

第12条第1号中、カドミウム及びその化合物の排出基準、1ℓにつき0.1mg以下を0.03mg以下に改めるものであります。

以上、ご審議のほどお願いいたします。

○議長

説明を終わりました。

これより質疑を行います。

- 議長 質疑はありませんか。
 「なし」と呼ぶ者あり
 質疑なしと認めます。
 次に討論を行います。
 討論ありませんか。
 「なし」と呼ぶ者あり
- 議長 討論なしと認めます。
 これより採決を行います。
 本案は原案のとおりに決定することに賛成の方は挙手願います。
 [賛成者挙手]
- 議長 全員賛成です。よって、議案第 8 号は原案のとおりに可決されました。
 日程第 13 議案第 9 号 中川村教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件に
 関する条例の一部を改正する条例の制定について
 を議題といたします。
 朗読願います。
- 事務局長 朗読
- 議長 提案理由の説明を求めます。
- 教育次長 それでは議案第 9 号 中川村教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の全部改正についてご説明申し上げます。
 例規集は 2 巻の 2012 ページです。
 提案理由は、議案第 2 号と同様、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が昨年 6 月 20 日に公布され、ことし 4 月 1 日から施行されることに伴い本案を提出するものでございます。
 以下、改正法と略させていただきます。
 全部改正とした理由につきましては、勤務時間、その他の勤務条件と職務専念義務の特例を規定する根拠法令がともに変更になり、また、これらをまとめて一本の条例で規定するため全部改正といたしました。
 まず題名でございますが、中川村教育委員会教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例といたします。
 第 1 条につきましては本条例の制定に趣旨でございます。
 第 2 条につきましては、新教育長の勤務時間、休日、休暇等を規定するものでございます。規定する理由といたしましては、現行の教育委員会教育長の勤務時間、その他の勤務条件に関する条例は教育公務員特例法第 16 条を根拠法令としておりますが、法改正により、この条例が削除されます。一方、改正法第 11 条第 5 項に新教育長の職務専念義務が規定されますが、具体的な勤務時間を特定しなければ、職務に専念すべき時間、いわゆる範囲が明確にならないため、条例で規定するものでございます。
 第 3 条につきましては職務に専念する義務の免除を規定するものです。規定理由といたしましては、現教育長は一般職として位置づけられていたため地方公務員法第 35

条により職務専念義務が課せられていますが、新教育長は特別職となることで同条の規定から外れることとなります。一方、新教育長の職務専念義務が改正法第 11 条第 5 項に規定されますが、地方公務員法第 35 条と同様、条例により職務専念義務の免除を定めるものでございます。

なお、第 2 条、第 3 条ともに、新教育長について独自に規定するのではなく、一般職の職員の規定を準用する規定とし、任命権者とあるのは教育委員会、規則とあるのは教育委員会規則と読みかえる規定とするものでございます。

施行日は改正法の施行日であります本年 4 月 1 日ですが、経過措置として、現教育長が、その教育委員会の委員としての任期中に限り、この条例は適用しないとするものでございます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長

ここで訂正をお願いしたいと思います。

先ほど議案説明の中で条例の一部を改正すると申し上げましたが、条例の全部を改正するという内容ですので訂正させていただきます。

説明を終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は原案のとおりに決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長

全員賛成です。よって、議案第 9 号は原案のとおり可決されました。

日程第 14 議案第 10 号 中川村の保育の実施に関する条例を廃止する条例について

朗読願います。

○事務局長

朗読

○議長

提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長

それでは議案第 10 号について説明させていただきます。

廃止される条例は例規集 2 巻の 115 ページに掲載をしております。

提案理由でございますが、児童福祉法の改正によりまして村で条例を定めることが不要となったために提案をするものでございます。

保育所における保育につきましては、児童福祉法第 24 条に大もとの根拠がございまして、これまでは条例で定める事由により保育に欠ける場合に行うという内容で規定

をされておりました。平成 27 年度から子ども子育て支援新制度がスタートいたしますが、新制度におきましては、保育所における保育は子どものための教育保育給付として子ども子育て支援法に基づいて行われることとなります。このことによりまして児童福祉法第 24 条が子ども子育て支援法の定めるところにより保育を必要とする場合に行うという内容に改まりました。したがって、当村において保育に欠ける事由を定めている条例が不要となりますので廃止をするものです。

この条例の施行日、すなわち廃止の日は平成 27 年 4 月 1 日といたします。

なお、子ども・子育て支援法の施行規則におきまして保育の必要性の認定基準の一部について市町村が定めるとされている部分がございます。この部分につきましては、別途、法施行規則に定められている事項と一体的に整備して規則で定めてまいります。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

○議 長

説明を終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長

全員賛成です。よって、議案第 10 号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩とします。再開は 10 時 40 分とします。

〔午前 10 時 28 分 休憩〕

〔午前 10 時 40 分 再開〕

○議 長

休憩前に引き続き会議を再開をします。

日程第 15 議案第 11 号 民事調停事件に係る調停案の承諾についてを議題といたします。

朗読願います。

○事務局長

朗読

○議 長

提案理由の説明を求めます。

○総務課長

議案第 11 号につきまして説明させていただきます。

提案理由は、牧ヶ原文化公園駐車場土地使用の賠償金等について司法の判断にゆだねるため、平成 26 年 12 月 8 日に調停の申し立てについて議会の議決をしていただき、同月 25 日に村の代理人、長谷川洋二弁護士から伊那簡易裁判所へ民事調停の申し立てを行いました。

1月29日に調停が行われ、相手方も出席する中で伊那簡易裁判所から調停条項案が示され、相手方も調停案に同意の方向であり、村も調停案を受諾することについて地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容は、相手方、住所、中川村片桐2742番地、氏名、宮澤学、裁判所、伊那簡易裁判所、事件の概要、牧ヶ原文化公園の駐車場用地について、平成10年から賃貸借契約を締結するまでの土地使用に対する賠償金等について適正な額の司法判断を仰ぐため平成26年12月25日に村が民事調停を申し立てた平成26年（ノ）第23号損害賠償額確認調停申立事件について、平成27年1月29日に伊那簡易裁判所から調停案が示されたものです。

調停条項の概要。

村は相手方に対し平成26年3月末日までの本件土地の使用に関する解決金として金130万円の支払義務があることを認める。

村は、前項の金員を調停成立日から1ヶ月以内に相手方の口座に振り込んで支払う。
(振込手数料は村の負担)

当事者双方は、本件に関し、この条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。

調停費用は各自弁とする。

なお、次回の調定は3月5日に行われます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議 長 説明を終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第12号 中川村地域情報システムの長期安定的な使用に関する基本契約の締結について

を議題といたします。

朗読願います。

○事務局長 朗読

○議 長 提案理由の説明を求めます。

- 総務課長 議案第 12 号につきまして説明させていただきます。
- 提案理由は、中川村地域情報システムは、整備して以来、長期安定的な使用に関する基本契約を締結し、使用及び管理権を株式会社エコーシティー・駒ヶ岳へ付与しておりますが、貸付料の変更に伴い契約を締結し直すため地方自治法第 237 条第 2 項の規定により本案を提出するものであります。
- 契約の目的は、中川村地域情報システムの長期安定的な使用に関する基本契約。
- 契約の方法は随意契約。
- 契約の期間は平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までとなっておりますけれども、自動更新の条項が入っております。
- 契約の金額、いわゆる賃貸料ですけれども、年額 1,700 万円。
- 契約の相手方は、駒ヶ根市赤穂 15309 番地、株式会社エコーシティー・駒ヶ岳 代表取締役 杉本孝治。
- 以上、よろしくご審議をお願いいたします。
- 議 長 説明を終わりました。
- これより質疑を行います。
- 質疑はありませんか。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議 長 質疑なしと認めます。
- 次に討論を行います。
- 討論はありませんか。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議 長 討論なしと認めます。
- これより採決を行います。
- 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
- 〔賛成者挙手〕
- 議 長 全員賛成です。よって、議案第 12 号は原案のとおり可決されました。
- 日程第 17 議案第 13 号 中川村高齢者デイサービスセンターいわゆり荘等の指定管理者の指定について
- を議題といたします。
- 朗読願います。
- 事務局長 朗読
- 議 長 提案理由の説明を求めます。
- 総務課長 議案第 13 号につきまして説明させていただきます。
- 提案理由は、中川村高齢者デイサービスセンターいわゆり荘ほかの指定管理者を指定するため本案を提出するものです。
- 公の施設の指定管理者の指定につきましては、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定並びに同法を受けて村条例として制定している中川村の公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 3 条第 1 項の規定により議会の議決を求めるものです。

平成27年3月31日をもって指定管理の指定期間が満了となる裏面の別紙の17施設について、引き続き指定管理者を指定するものです。

指定の期間は、8の四徳森林体験館、9の四徳オートキャンプ場、16の葛島山村広場、17のかつらの丘公園は、それぞれ指定の期間を1年とするもので、他は3年間の指定の期間であります。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

○議 長

説明を終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長

全員賛成です。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第14号 村道路線の変更について

を議題といたします。

朗読願います。

○事務局長

朗読

○議 長

提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

それでは提案説明いたします。

提案理由ですが、村道路線を変更するため道路法第10条第3項の規定により本案を提出するものであります。

今回、変更する路線は別紙のと通りの6路線で、いずれも道路改良により延長、幅員等を変更するものであります。

場所等につきましては、変更区間を表示した資料を添付しておりますのでご参照ください。

以上、審議のほどよろしくお願いいたします。

○議 長

説明を終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

- 議長 討論はありませんか。
 [「なし」と呼ぶ者あり]
 討論なしと認めます。
 これより採決を行います。
 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
 [賛成者挙手]
- 議長 全員賛成です。よって、議案第 14 号は原案のとおり可決されました。
 日程第 19 議案第 15 号 伊南行政組合の財産処分について
 を議題といたします。
 朗読願います。
- 事務局長 朗読
- 議長 提案理由の説明を求めます。
- 住民税務課長 議案第 15 号 伊南行政組合の財産処分について提案説明を申し上げます。
 伊南行政組合が共同処理していた伊南清掃センターでの可燃ごみ焼却処理業務は、平成 14 年 12 月 1 日から上伊那広域連合の伊那中央清掃センターに統合されたことによりまして、伊南清掃センターは閉鎖され、伊南行政組合の共同処理する事務のうちごみ処理施設の一部である可燃ごみ焼却場が廃止されました。閉鎖となりました伊南清掃センターは普通財産として管理されてきましたが、施設の荒廃が進み、放置できないことなどから、本年度、解体撤去工事が実施されています。そして、施設解体撤去後の跡地利用につきましては、施設を閉鎖して以降、これまで検討がされてきましたが、地元地区住民の意向も踏まえると、伊南行政組合が共同処理する事務においては活用の見込みがなく、所在する駒ヶ根市に譲渡することによって土地の有効活用を図ることとなりました。
 なお、伊南清掃センター跡地の財産処分につきましては、共同処理事務の変更後、時間が経過していますが、地方自治法の規定に基づき、関係地方公共団体で協議するため議会の議決をお願いするものです。
 伊南清掃センター跡地は駒ヶ根市赤穂 11465 番地 81 のほか 2 筆あり、面積は 7,591.94 m²、処分の方法は時価相当額による有償譲渡として、近隣の標準宅地から相互調整の上、ごみ焼却場跡地であることによる市場性の低下等も考慮して算定をし、4 市町村で協議して決定して区予定です。
 譲渡の相手方は駒ヶ根市で、財産処分の日は売買契約の日とするものです。
 以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。
- 議長 説明を終わりました。
 これより質疑を行います。
 質疑はありませんか。
 [「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長 質疑なしと認めます。
 次に討論を行います。

- 議長 討論はありませんか。
 「なし」と呼ぶ者あり
 討論なしと認めます。
 これより採決を行います。
 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
 [賛成者挙手]
- 議長 全員賛成です。よって、議案第 15 号は原案のとおり可決されました。
 お諮りをいたします。
 日程第 20 議案第 16 号から日程第 25 議案第 21 号までの補正予算 6 件につきましては、会計間の繰り入れ、繰り出し等もありますので、この際、議会会議規則第 37 条の規定による一括議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。
 「異議なし」と呼ぶ者あり
- 議長 異議なしと認めます。よって、
 日程第 20 議案第 16 号 平成 26 年度中川村一般会計補正予算（第 6 号）
 日程第 21 議案第 17 号 平成 26 年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
 日程第 22 議案第 18 号 平成 26 年度中川村介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
 日程第 23 議案第 19 号 平成 26 年度中川村公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
 日程第 24 議案第 20 号 平成 26 年度中川村農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）
 日程第 25 議案第 21 号 平成 26 年度中川村水道事業会計補正予算（第 4 号）
 以上の 6 議案を一括議題といたします。
 提案理由の説明を求めます。
- 副村長 議案第 16 号 平成 26 年度中川村一般会計補正予算（第 6 号）についてご説明をいたします。
 予算の総額から 1,450 万円を減額し、予算の総額を 34 億 9,040 万円とするものであります。
 繰越明許費は第 2 表の繰越明許費により、地方債の補正は第 3 表 地方債補正によるものでございます。
 今回の補正の主なものは、平成 26 年度決算に近づけるための実績見込みに伴う調整と国の補正予算に伴う追加などがございます。
 5 ページをごらんください。
 第 2 表 繰越明許費でございますが、まず、事業名のプレミアム商品券発行事業は、プレミアム商品券の発行が 3 月下旬で使用期限が 6 か月を予定していることから、年度を越すこととなるための繰越でございます。
 村道補修工事につきましては、用地取得に時間を要し、工事発注がおくれているこ

とに伴うものでございます。

中学校プール槽塗装改修につきましては、冬場の塗装工事が不向きなため繰り越すもので、竣工は平成 27 年 5 月末を予定しております。

なお、申しおくれましたが、村道補修工事については平成 27 年 6 月末を予定をしてございます。

丸尾のブナ保護事業でございますが、官行造林地内の事業でございますが、関係機関との協議、許認可に不測の日数を要したために繰り越すもので、平成 27 年 8 月末を予定しております。

農地災害復旧事業、美里でございますが、工事の変更等が必要となり、日数を要することから繰り越すもので、平成 27 年 6 月末を予定してございます。

総額で 2,644 万 6,000 円の繰り越しとなります。

6 ページをお願いいたします。

第 3 表 地方債の補正であります。県営農村災害対策整備事業、南向・片桐地区の公共事業等債以下 10 の事業で、それぞれ事業の進捗状況によりまして限度額の変更を行うもので、補正前の限度額、総額 1 億 9,870 万円を 1 億 7,250 万円に 2,620 万円減額いたします。

9 ページをお願いいたします。

2 歳入であります。

歳入につきましては、額の確定したもの、または実績見込みによる増減でございます。

特徴的なものを申し上げてまいります。

1 款の村税でございます。

村税の法人村民税でございますが、法人区分の変更がありまして、9 号法人、税率は 300 万円でございますが、これが 7 号法人、税率 41 万円となったことによる減額が主なものでございます。

以下、個人住民税、それから固定資産税、軽自動車税につきましては、1 月末の調定額による増額でございます。

村たばこ税は消費本数の減少によるものであります。

10 ページの 6 款 地方消費税交付金と 11 ページの 12 款 地方交付税は、交付金額の額の確定による増減であります。

12 ページをお願いいたします。

14 款 分担金及び負担金であります。県営事業分担金で南向・片桐地区の事業の国の補正予算によります事業費の増加に伴う地元負担金の増加であります。

13 ページ。

16 款 国庫支出金の中で、国庫補助金の総務費国庫補助金であります。企画費補助金であります。地域住民生活等緊急支援・消費喚起・生活支援型交付金、村でのプレミアム商品券の発行事業に対する補助金であります。

そのほかは実績に伴う補正でありますのでお願いいたします。

15 ページをごらんください。

15 ページ、17 款 県支出金のうち中ほどから下の 06 農林水産業費の県補助金であります。この中の説明欄、68 新規就農総合支援事業につきましては、新規の就農者 1 人分の追加であります。

17 ページをお願いいたします。

19 款 寄附金であります。

ふるさと応援寄附金であります。東京にお住まいの方からご寄附をいただきました。用途につきましては、チャオバス停付近に防犯灯を設置させていただきます。

18 ページであります。

22 款の諸収入、この中で説明欄の雑入の 78 市町村振興協会の交付金の減額が大きくなっておりませんが、本年度、申請をしました 4 地区での事業のうち 2 地区分の事業への交付がないことに伴う減額であります。これにつきましては平成 27 年度に申請をしていく予定でございます。

19 ページであります。23 款の村債は、6 ページ、地方債の補正に記載をした内容によるものでございますのでお願いいたします。

20 ページであります。

歳出でありますけれども、事業実績見込みによる更正減でありますとか、経常経費に不足を生ずるものなどが主なものでございますが、これも特徴的なものの説明とさせていただきますと思います。

21 ページ。

2 款 総務費の 2001 一般管理費の 22 の保障、補填及び賠償金であります。先ほど認めをいただきました調停のとおり、文化センター駐車場賠償金で調停による金額を計上いたしました。

2281 電子化推進事業、シンククライアントシステムの更正減は入札差金による減額であります。

企画総務費の中の 19 の負担金及び交付金、上伊那広域連合の負担金であります。社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度システムの改修負担金の追加であります。

2257 事業、村づくり事業であります。これはプレミアム商品券の発行、約 3,800 セットを予定しておりますが、それと事務の経費分でございます。

説明欄、02 の補助金のコミュニティー助成事業の補助金の更正減については、今年度は南田島、葛北は採択になりましたが、沖町、上前沢が採択にならなかったということの減額分でございます。

22 ページをお願いいたします。

総務費の 2410 バス運行事業でございます。NPO タクシー事業で利用者 1 人 200 円の負担をしていただいておりますが、これを超えた分を事業者負担するものの追加となります。

2432 防犯対策費でございます。工事請負費でふるさと応援寄附金で防犯灯を

チャオバス停に設置をするものであります。

財政調整基金でございますが、1億9,980万円と大きな減額となっておりますが、村長があいさつで申し上げましたとおり、平成26年の9月に2億円の積み立てを計上したところでございますが、今回、地域医療確保対策基金の充実を図るためと起債の繰上償還を行うための財源とするため減額するものであります。平成26年度末では10億7,360万円を見込んでおります。

飛んでいただきまして24ページをお願いいたします。

3款の民生費のうち4410事業、障がい者支援事業であります。サービスの利用が増えておりまして、これに伴う追加でございます。

25ページの4408 老人福祉施設管理費であります。修繕料で高齢者憩いの家のろ過器の制御盤が故障をしたために修繕料を追加するものでございます。

4601 保育所費の需用費の07 賄材料費であります。途中の入所者がおりまして、材料費が不足するための追加であります。

27ページをお願いいたします。

27ページ、4款 衛生費であります。4751事業、保健衛生総務費であります。昭和伊南総合病院支援など、将来にわたります地域医療の確保を図るための積み立てをしたいということで1億円を基金に積み立てるものであります。平成26年度末の見込みでは1億2,660万円の基金残高を見込んでおります。

飛んでいただきまして29ページであります。

29ページの6款 農林水産業費の中ほどであります。5103事業、水田農業対策事業であります。県補助金の追加に伴いまして地域農業再生協議会の補助金の追加を行うものであります。

一番下の5104 人・農地問題解決事業は青年就農給付金で、親元就農で新たに1人、給付対象が見込まれることにより増額であります。

30ページの6001 農地総務費補助金であります。天竜川用水外記島水路の水利権の更新事業の補助で補助率2分の1の負担をするものであります。

6107事業、農村災害対策整備事業は、国の補正予算がありまして、南向・片桐地区分で7,200万円追加となったことから、村負担分の16%分を計上するものであります。

31ページ。

07 商工費の5910 観光施設管理事業であります。小渋湖温泉の導水管で凍結により破損がありまして、修繕料を計上するものであります。

32ページ。

8款 土木費であります。中ほどから下の道路維持費、6401 道路維持管理費であります。この節の中で13 委託料につきましては、大草中央線など、これは沖町、三共地籍になりますが、設計業務の委託料が不足するための追加であります。

また、14の使用料及び賃借料及び16の原材料費であります。除雪に関する経費でありまして、14につきましては除雪用重機等の借り上げでありまして、これまでの除雪で不足を生じていること、また、今後の降雪に備え追加をするものであります。

16の原材料費の凍結防止剤についても同様の理由であります。

19の負担金及び交付金であります。ずく出し協働事業であります。除雪機の購入補助要望があり、追加を行うものであります。

6455 村道の新設改良事業であります。この中の19の負担金及び交付金につきましてであります。上伊那広域連合の負担金であります。矢田黒牛線改良工事の追加分であります。

35ページをお願いいたします。

10款の教育費であります。教育費全体につきましては、事業の進捗状況に合わせました補正でありますので、ごらんをいただいたとおりであります。

39ページをお願いいたします。

12款の公債費であります。これにつきましては、繰上償還を9月にも計上してあるところではありますが、将来負担の軽減を図るために追加をするものであります。

2851 事業の地方債元金償還事務につきましては、8,668万3,000円の追加となっております。財政融資資金の繰上償還でありまして、平成20年度発行の臨時財政対策債、利率につきましては1.4%のものの償還をしていきたいということであります。

2854 公債諸費であります。これは元金償還にかかわる補償金でございます。

40ページへ行っていただきまして、14款の予備費で収支の調整をしたところがございます。

以上、よろしくご審議をお願いしたいと思っております。

○保健福祉課長

それでは、議案第17号 平成26年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)をお願いいたします。

第1条で総額から歳入歳出それぞれ635万5,000円を減額し、予算の総額を5億33万7,000円とするものであります。

説明につきましては6ページをごらんいただきたいと思っております。

歳入の主な内容であります。国庫負担金の増は一般被保険者に係る療養給付費の増に伴うもの及び後期高齢者医療費支援金の増によるものであります。

国庫補助金の増は、ヘルスアップ事業に新たに取り組むことによる特別調整交付金の増であります。

7ページの6款 療養給付費交付金の増は、退職被保険者に係る療養給付費の減によるものであります。

8ページの7款 前期高齢者支援金の減は、本年度の交付額の確定による更正減であります。

9ページの8款 県支出金の減は、本年度の実績見込みによる減額であります。

10ページの13款 繰入金114万円の減は、出産育児一時金の支給額の減少によるものであります。

11ページからは歳出の主な内容であります。

1款の総務費の増であります。これは上伊那広域連合負担金の変更によるものであります。

12 ページからの 2 款 保険給付費であります。1 項の療養諸費が一般被保険者と退職被保険者との療養給付費の増減の差、100 万円の増であります。それから、2 項の高額療養費につきましては、一般、退職ともに減少を見込みまして 400 万円の減、助産諸費は、当初 7 件分を計上いたしましたが、3 件へと減少を見込んで 171 万円の減で、2 款全体では 471 万円の減となります。

16 ページの 6 款 介護納付金の増と 17 ページの 7 款 共同事業拠出金の減は、いずれも本年度で負担すべき額が確定したことによるものであります。

18 ページの 8 款 保険事業費であります。1 項の特定健康診査等事業費が本年度実績見込みへの更正減、2 項の保険事業費は保健衛生普及費で人間ドックの受診者の増による補助金 15 万円の増、保険事業費では生活習慣病の発症・重症化予防を目的に来年度以降に続く事業として国の全額補助を受けて取り組みますヘルスアップ事業費 20 万 9,000 円を計上し、8 款全体で 20 万 3,000 円の増といたします。

19 ページの 11 款 諸支出金の 4 万 6,000 円の増は 25 年度の特定検診等の国庫負担金の超過受領分を返還するためのものであります。

20 ページの予備費で収支を調整いたしました。

続きまして、議案第 18 号 平成 26 年度中川村介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）をお願いいたします。

第 1 条で総額から歳入歳出それぞれ 4,246 万 8,000 円を減額し、予算の総額を 5 億 9,430 万円とするものであります。

説明につきましては 5 ページからお願いをいたします。

歳入の主な内容についてであります。国庫負担金の減、それから国庫補助金の減は、いずれも本年度の国の負担分として確定が見込まれる額への更正減で、4 款の国庫支出金全体では 609 万円の減となります。

6 ページの 5 款 支払基金交付金の減も 4 款と同様に今年度分として確定が見込まれる額への更正減であります。

7 ページの 6 款 県支出金の減は、歳出の保険給付費の今回の減額補正に対応する県負担の減額であります。

8 ページの 10 款 繰入金では、1 項の一般会計繰入金は県支出金と同様に歳出の減額補正に対応する村負担分の減、それから、2 項の基金繰入金は給付費の減少に伴って介護給付準備基金の繰り入れを 850 万円減額するもので、10 款全体で 1,381 万 2,000 円の減となります。

9 ページの 12 款 諸収入では地域包括支援センターの事業所収入について実績見込みに合わせる調整をしております。

次ページからの歳出の主な内容であります。1 款の総務費は事業内での科目間の調整を行うもので、増減はございません。

11 ページの 2 款 保険給付費であります。本年度の実績見込みに若干の余裕を見込んで、合計 4,249 万円の減といたします。

12 ページの 5 款 地域支援事業は事業内での科目の調整を行うもので、増減はござ

いません。

13 ページの予備費で収支を調整いたしました。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

○建設水道課長

議案第 19 号 平成 26 年度中川村公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について提案説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ 60 万円を減額し、総額を 2 億 240 万円とするものであります。

歳入は、1 ページにありますように、負担金 70 万円、使用料 170 万円の増額と繰入金 300 万円の減額を行います。

歳出につきましては 8 ページをごらんください。

総務費の公課費、消費税及び地方消費税 30 万円の減額と公共下水道維持管理事業の委託料、汚泥処分費 30 万円の減額を行うものであります。

次に、議案第 20 号 平成 26 年度中川村農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）について提案説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ 140 万円を減額し、総額を 1 億 2,590 万円とするものであります。

歳入は、1 ページにありますように、使用料を 60 万円増額し、一般会計からの繰入金を 200 万円減額します。

歳出につきましては 7 ページをごらんください。

総務費の公課費、消費税及び地方消費税を 39 万円、農業集落排水維持管理事業の需用費を 81 万円、それぞれ減額するものであります。

続きまして、議案第 21 号 平成 26 年度中川村水道事業会計補正予算（第 4 号）について提案説明いたします。

予算書本文、第 2 条で収益的支出、水道事業費用の営業費用に 6,000 円を追加し、総額を 1 億 1,116 万 6,000 円とするものであります。

また、第 3 条で資本的支出、建設改良費に 90 万円を増額し、総額を 6,440 万円とするものであります。

収支の不足額は 5,785 万円ですが、留保資金で補填をいたします。

6 ページ、7 ページをごらんください。

予算実施計画明細書であります。

収益的支出の配水及び給水費で通信運搬費を 6,000 円、資本的支出の機械及び装置、電気設備の水位計更新で 90 万円、それぞれ追加計上するものであります。

添付をしました説明書類につきましてはお目通しをいただきたいと思っております。

以上、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長

説明を終わりました。

これより質疑を行います。

○6番

（柳生 仁） 一般会計の繰越明許費の中で災害復旧工事が、今、説明の中では工事完成が 6 月末という説明がありましたけども、春の作付に間に合うのかどうか確認

します。

○振興課長

事業完了を6月末としておりますが、工事は作付に間に合うように施工する予定でございます。

ただ、施工の関係で万が一ということもございまして、間に合うように施工する予定でございます。

○議長

ほかに質疑ありますか。

○2番

(湯澤 賢一) 次年度から本格化するまち・ひと・しごと創生事業の先行事業としてだと思っておりますが、プレミアム商品券について質問いたします。

以前に、この消費税が確か5%に上がったときだと思っておりますが、これが行われました。この一発的な制度が果たしてよかったのかどうか、私は大変疑問に思っております。理由は幾つかありますが、何よりも、その間に、いろんな不景気や苦しい時代があったんですが、その後の、この種の要望が、取り扱う側からも消費者の側からも強くは出なかった、本当に、あれは実感できなかったという部分がありますし、矛盾をはらんだ部分もあったように思います。

私は、このプレミアム商品券は地域住民生活緊急支援のための交付金活用が事業の原資だと思っておりますが、村の出したこの施策の中では、目的といたしましては地元消費の拡大と地域経済の活性化とあります。生活支援か活性化か、どちらに軸足を置いた制度なのか、事業なのか、生活支援なら福祉課の事業だと思っておりますし、事業の性質上、商工会との関係からは振興課なのだろうと思っております。多子世帯向けや生活支援の販売窓口は、そのプレミアム商品券の販売窓口はどこになるのでしょうか。それが第1点であります。

次に、今回、販売の単位は世帯ごと、これは、多分、前回からの若干の反省に基づいているかと思っておりますが、世帯の定義というのもお聞きします。

例えば2世代、3世代の家族では、どうなんだというふうに思うわけでありまして。村で統計資料の中にあります世帯数1,600というふうにあります。その辺の、その定義、どういうふうな定義でそういうふうになっているかと、ちょっと知りたいと思っております。

また、なぜ、この時期に補正予算を使ってこの事業をやらなくちゃならないのかという、この緊急性を質問いたします。

それから、第3番目といたしまして、このプレミアム商品券には3段階ある。それぞれプレミアム率が違うんだと、一般は1万2,000円を1万円ですべて買える。つまり5万円ですべて買える。子育て支援世帯は8,000円で2セットしか買えない。つまり1万6,000円で2万4,000円の買い物ができる。この子育て支援世帯は18歳までの子どもが3人以上としておりますので、家族構成は、一般的には5人以上だと思っております。上限2万4,000円しか買えないのか、あるいは、子育て支援の世帯は、一般と子育て世帯と、この両方買えるのか、この辺を聞きたいと思っております。

もう1点は、取扱店もプレミアム商品券を買えるのか。買えるとしているのかどうかということ、その辺を聞きたいと思っております。

○総務課長

以上5点についてお願いいたします。

まず販売窓口ですけれども、一般用については商工会のほうへお願いをいたします。ただし、子育て世帯と住民税非課税世帯につきましては、これは個人情報の関係ございます。これは役場のほうで直接販売をいたします。

それから、世帯の定義ですけれども、これはさまざまな考え方あるんですけれども、一番明確にわかるのが住民基本台帳法上の世帯、要は住民票上の世帯ですね、これにより行わせていただきます。

それから、なぜ、この時期に、これは、もう、国のほうで今回の26年度補正予算、国のほうの、で、ひもつきで参っております。そんな中では、今回、はめるしかない、26年度のうちに着手しなさいということですので、この議会に出すしかございません。

それから、プレミアム率の違いですけれども、今回、このプレミアム商品券等については、やはり、子育て世帯の支援、あるいは低所得者の支援、それから一般の消費拡大、いろんな意味を含んでおります。そんな中で、やはり、生活費が大変な子育て世帯については、それなりに、やっぱり行政としても支援をしたいということで、プレミアム率、高めておりますし、やはり、言い方は失礼かもしれないんですが、所得の少ない方も、なかなか現代の世の中、生活するのが大変ということで、さらにプレミアム率を高めております。

なお、子育て世帯、あるいは住民税の非課税世帯の方も、これらは枚数が限られていますけれども、一般世帯分を一般の金額で買うことはできるようになっております。

ただし、子育て世帯と低所得者は、どちらかを選択というふうになっております。以上です。

○2 番

(湯澤 賢一) ちょっと、その子育て支援は率が多いということはわかります。そして、これは、そうすると、一般の1万円で1万2,000円買えるという、その部分、これが一番多いわけですが、多分、これを多くしてあるということは、それだけ大勢の人に買い物をしてほしいという意味だと、それが強いんだと思うんですけれども、じゃあ、両方買えるということは、子育て支援世帯は、さっき言った5万円の分と自分のところの——自分のところっていうか、自分の3人以上子どもがいるから1万6,000円と、それだけ買えるというふうに考えていいんでしょうか。

○総務課長

はい。

○2 番

(湯澤 賢一) わかりました。

それから、世帯の定義というのは、ちょっとよくわからなかったけど、その基本台帳にはどういうふうにかかれてるか、ちょっとみたいなのがあったけど、3人、2世代とか3世代とかいう感じのものは、これは認められる、世帯として認められているのかどうかということ。

もう1点、すみません。もう1点、取扱店がプレミアム商品券を買えるかどうかという、この部分も、ちょっと聞きたいと思います。

○総務課長

住民基本台帳法上の世帯というのは、例えば2世代、3世代でも、そのうちの一人の方を世帯主として続柄を入れて登録されている、要は、世帯主に対して、そこに入っ

ている方がすべて1世帯になります。今、湯澤議員がおっしゃられた2世代、3世代、当然、お年寄りの皆さんがおって、そして若い皆さんがおって、その子どもがおる、でも、それらの中で、例えば若い世代の方が世帯主になって、お年寄りの方、子どもの方がその中に含まれていれば、それは、あくまでも1世帯ということになります。ですので、世帯主の単位ですね、あくまでも世帯主単位ということになります。

それから、現在——現在というか、この補正予算が決定し次第、一応、村内で営業をされている皆さんから募集をして、使える店については決めるということで、商工会の会員には限りません。商工会の方も買えますけれども、買えます。

○振興課長 今の、その販売、お店が買えるかということですが、あくまで一般世帯に交付するものですので、一般世帯として使っていただくのは構わないということでありまして。事業所でということではございません。

○2 番 (湯澤 賢一) 今の質問の中では2点ですが、要するに多子世帯向け、あるいは生活支援の販売窓口は役場と、役場の何課かということをちょっと聞いていなかったんですが、何課がこれをやるようになるのか。

それから、もう1つは、取扱店は、もちろん性善説に基づいていろいろやるわけですけれども、自分で買ってきて、自分で銀行へ持って行って、物を動かさないで、自家使用みたいな形で差額だけっていうふうなこともあり得るので、そういうふうなことを疑われるよりも、いっそ、これは、取扱店は外れるというふうにしたほうがいいのではないかと思いますがいかがでしょうか。ご検討願えれば。

○総務課長 まず1点、ちょっと説明させていただきますが、子育て世帯と住民税の非課税世帯については、それぞれ、子育て世帯3人以上というのは、18歳未満3人以上というのは住民基本台帳での確認が必要になります。それから、低所得者も課税台帳からの照合が必要になります。その場合、個人情報になりますので、住民税務課なりの確認をして、その部分の販売につきましては会計室で、商品券とお金の交換はそちらでやるように予定をしております。要は、関係するところできちんと確認をして販売すると。

それから、販売業者の皆さんなんですが、事業者の皆さんですけれども、事業者の皆さんも、例えば法人にされているところ、あるいは個人経営のところあって、非常に難しい問題ございます。どうしてもね、例えば、それじゃあ、事業者の方については販売をしないというのは、現行の中では難しいのかなというふうに判断しております。

○議長 ほかにありますか。

○3 番 (松澤 文昭) 先ほど一般向けのプレミアム商品券を商工会に委託という話でありましたけれども、今の話の中で、1世帯当たりで売るということですが、その把握をどういうふうにするのか、商工会が、で、それは個人情報に、当然、村から情報が行くと思うんですが、個人情報の保護に当たらないのかどうかというところを聞きたいと思います。

○総務課長 現段階で考えていることは、各世帯へ引き換えのための通知を送ります。その通知を持って商工会へ行くと、ですので、前回のときは、確認手段がなかったものですか

ら、1人当たりの制限ということで、中には1世帯のうちで何人も行って、かなり買ったというような、そんな話もございまして、そういう防止するために、あくまでも世帯では引換券1枚しか出さないということで、広く村民の方に行き渡るような方法を考えております。

○議 長

ほかにありましたら。
全体の中での質疑、よろしいですか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長

これで質疑を終わります。

○建設水道課長

すみません。ちょっと金額の訂正を1点お願いします。
議案第20号の農業集落排水事業の訂正でございます。

本文であります。第1条の歳入歳出それぞれ160万円を減額するというふうにご説明申し上げましたが、140万円でございますので、大変申しわけありません。金額の訂正をお願いします。160万円を140万円ということで訂正ください。

○議 長

それでは次に討論を行います。
討論はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長

討論なしと認めます。
これより採決を行います。
まず議案第16号の採決を行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
[賛成者挙手]

○議 長

全員賛成です。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。
次に議案第17号の採決を行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
[賛成者挙手]

○議 長

全員の賛成です。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。
次に議案第18号の採決を行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
[賛成者挙手]

○議 長

全員の賛成です。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。
次に議案第19号の採決を行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
[賛成者挙手]

○議 長

全員の賛成です。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。
次に議案第20号の採決を行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
[賛成者挙手]

○議 長

全員の賛成です。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に議案第 21 号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議 長 全員の賛成です。よって、議案第 21 号は原案のとおり可決されました。
ここで暫時休憩とします。再開は午後 1 時 10 分とします。

[午前 11 時 44 分 休憩]

[午後 1 時 10 分 再開]

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。
お諮りいたします。

日程第 26 議案第 22 号から日程第 32 議案第 28 号までの 7 議案につきまして、平成 27 年度の予算であり、関連がありますので、議会会議規則第 37 条の規定により一括議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 異議なしと認めます。よって、

日程第 26 議案第 22 号 平成 27 年度中川村一般会計予算

日程第 27 議案第 23 号 平成 27 年度中川村国民健康保険事業特別会計予算

日程第 28 議案第 24 号 平成 27 年度中川村介護保険事業特別会計予算

日程第 29 議案第 25 号 平成 27 年度中川村後期高齢者医療特別会計予算

日程第 30 議案第 26 号 平成 27 年度中川村公共下水道事業特別会計予算

日程第 31 議案第 27 号 平成 27 年度中川村農業集落排水事業特別会計予算

日程第 32 議案第 28 号 平成 27 年度中川村水道事業会計予算

以上の 7 議案を一括議題といたします。

お諮りいたします。

本案件は、10 人の議員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託をして審査することとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 異議なしと認めます。よって、本案件は、10 人の議員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定をいたしました。

提案理由の説明を求めます。

○村 長 それでは平成 27 年度の方針と当初予算案の提案説明を申し上げます。

昨年、日本創生会議は、2040 年には若い女性の流出により全国 896 の市区町村が消滅するというショッキングな予想を発表し、話題を集めました。これを受けてか、国は、まち・ひと・しごと創生法を制定し、地方創生を大きな目標に掲げました。その法律の第 1 条には目的が以下のように述べられています。

国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安定して営むことができる地域社会の形成。

地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保及び地域における魅力ある多様な就業の機会の創出を一体的に推進すること。

これは、中川村第5次総合計画にうたう村の将来像「一人ひとりの元気が活きる美しい村“なかがわ”」の目標とするところと全く同じであり、村が加盟する日本で最も美しい村連合の目指すところとも重なり合っております。

ところが、実際には、中川村においても農業や地域の担い手が減少し、活力は低下しつつあるのが現実であります。この流れに抵抗し、美しい村を美しいまま将来世代に引き継いでいくためには、担い手を確保し、増やすことが必要であり、そのためには村の魅力を磨いて、それを生かした産業育成につなげていくことが必要だと考えています。この目的のために従来からの多くの事業を継続いたしますが、来年度の新たなもののみ挙げますと以下のとおりであります。

まず、農業の担い手に加わってもらう新規就農者の獲得に向けて体験研修の里親の謝礼10万円を計上しています。これは、もともと新規就農者研修宿泊施設整備としてハード寄りの事業として計画していたものを、住居は既存の村営住宅などを活用し、研修、指導のソフト事業に比重を移し、村内農家を里親として農業体験をしてもらい、適性などを見て選考の上、平成28年度からまち・ひと・しごと創生法を活用しつつ本格的研修を受けて、村の農業の担い手として育ていってもらおうとする事業の一環であります。

地域の担い手を迎え入れるプロジェクトについては、美里地区が手を挙げてくださっていますので、美里の皆さんとよく話し合い、計画に煮詰めて、これもまち・ひと・しごと創生法の総合戦略に組み込み、実現させていきたいと考えております。当初予算には計上されておりません。

地域おこし協力隊員を2名増員し、3人体制といたします。平成26年度、定着できなかったジビエ肉の商品化事業と村内の自然エネルギーの活用によって地域のお金の外部への流出を減らすプロジェクトに取り組んでもらいます。

陣馬形山を初めとして老朽化している公園施設などの機能を向上させ、恵まれた中川の景観、自然環境をさらに多くの人に楽しんでいただけるようにしてまいります。

産業振興に関しては、伊那食品工業株式会社が米沢酒造株式会社を傘下に入れ、経営していくことになりました。伊那食品工業の塚越会長は、日本で最も美しい村連合の副会長でもあり、同連合の思想に共感し、造り酒屋を美しい村の大切な地域資源として守り、育てようと考え、また、陣馬形山を初め村のほかの地域資源とも結びつけて売り出していこうと計画をしています。村としても連携できるところは連携して、村の魅力発信と産業育成につなげていきたいと考えております。

伊南バイパスの延伸などに伴い上下伊那の一体化が、今後、着実に進んでまいります。そんな中、平成27年度にチャオが25周年を迎えます。翌平成28年度に竣工予定の飯島町の道の駅とも相乗効果を生み出し、上下伊那を結びつけ、村の魅力を発信し、集客を図る拠点として、チャオを、再度、位置づけたいと思います。中川ショッピングセンター協同組合、上伊那農業協同組合などの皆さんとチャオのあり方を再検討してまいります。

次に、近年、自然災害が頻発していることを教訓に、地震や豪雨災害への備えをさ

らに充実させます。具体的には、文化センター大ホールと社会体育館の天井の地震対策、中学校のランチルーム、特別教室棟の耐震化、雨量計4基の村内増設、苦木沢川の河川整備、消防指令車の更新、消防団デジタル携帯無線機の整備、各地区との交信を確保する防災用無線機の整備などに取り組んでまいります。

住民の心配の種となっているリニア中央新幹線整備事情への対策として、県の移動式大気質測定機器を借り受け、渡場交差点付近にしばらく設置して空気の環境をモニターする費用とリニア中央新幹線対策協議会関連費用を計上いたしました。これは、予算額としては大きくありませんが、協議会の皆さんとともにずくを出して村民の不安や疑問を吸い上げ、県の支援も得ながら、JR東海にぶつけ、住民の生活環境に配慮した適切な工事を約束させるようにしていきたいと考えております。

そのほかにも継続のものなど多くの事業を実施しますが、一般会計全体を網羅した詳細は、別途、予算資料をごらんくださいませ。

特別会計の保険3会計当初予算については、国民健康保険事業特別会計が給付費などの伸びから増額となっておりますが、介護保険事業特別会計は施設整備やサービス等給付費の増加が落ち着いたことから減額となりました。また、後期高齢者医療特別会計は後期高齢者数が横ばいであることから微減となっております。引き続き必要な手当てはしっかりと行い、安定した制度の運営に努めてまいります。

公共下水道事業と農業集落排水事業の下水道特別会計については、予算額の増減はあるものの、維持管理中心となっております。

水道事業を含めて施設の適切は管理運営に努めてまいります。

以上、来年度の方針と当初予算案の概略を申し上げます。

詳細は副村長よりご説明を申し上げます。

○議 長

続いて議案の内容説明を求めます。

○副 村 長

それでは、私のほうから議案第22号 平成27年度中川村一般会計予算につきましてご説明をいたします。

一般会計の予算書の1ページをごらんください。

第1条で予算の総額を歳入歳出それぞれ31億5,300万円と定めるものでございます。平成26年度の当初予算に比べまして1億1,100万円、3.6%の増額となっております。

第2条で債務負担行為は第2表により、第3条で地方債は第3表によるものとし、第4条で一時借入金の最高額は5億円と定め、第5条の歳出予算の流用では人件費に限り同一款内における各項の間で流用ができるように定めるものであります。

2ページから6ページにかけましての第1表 歳入歳出予算で款、項別に金額を記載してあります。後ほど当初予算案の概要資料により特徴的なものについてご説明いたします。

7ページの第2表 債務負担行為についてであります。高齢者憩いの家、片桐北部農村交流施設、桑原キャンプ場及び小渋釣堀場につきましては、指定管理の期間を平成27年度から平成29年度までとし、農業者育成資金利子補給については利子補給期間を平成27年度から平成33年度までとして、それぞれの指定管理料及び利子補給

金の限度額を記載してある金額とするものであります。

8 ページの第3表 地方債であります。村内全地区ほかに配置いたします防災用携帯無線機の整備事業以下22の事業につきまして、緊急防災減災事業債、過疎対策事業債などで総額3億590万円の起債の発行をするものであります。平成26年度と比べて1,020万円、3.2%の減額となっております。

それでは予算案の概要につきまして説明いたしますので、お配りしてございます資料の右上に記載してあります予算資料1、平成27年度中川村一般会計予算案の概要をごらんいただきたいと思っております。

1 ページの下段、一般会計の歳入からご説明いたします。

なお、括弧内の金額につきましては、ごらんいただいたとおりになりますので省略をさせていただきたいと思っております。

1 ページ、一般会計の歳入であります。

村税は歳入全体の13.7%を占めております。平成26年度に行いました評価がえによります固定資産税の減額計上によりまして、前年度比では2.1%の減額となっております。

次の地方交付税であります。歳入全体の52.8%を占めております。

普通交付税でありますけれども、平成27年度に創設されますまち・ひと・しごと創生に取り組むための加算措置を加味いたしまして前年度比3,000万円の増額といたしました。

特別交付税は前年度までの実績額によりまして2,000万円の増額計上としたところであります。

国庫支出金であります。社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度関連補助金でありますとか学校ランチルーム耐震補強関連の防災機能強化事業補助金などを新たに計上をいたしました。また、障害者自立支援給付費でありますとか社会資本整備交付金などの増額計上によりまして昨年度比21%の増額となりました。

2 ページの県支出金であります。障害者自立支援給付費や新規就農総合支援事業補助金、多面的機能支払事業交付金の事務移管による増額計上により前年度比25.6%の大幅な増額となりました。

村債は歳入全体の9.7%を占めています。このうち過疎対策事業債が全体の56.1%を占めているという状況になります。

これらの歳入の結果、予算資料の2の4ページにありますけれども、性質別では村税などの自主財源の比率は19.6%、地方譲与税などの依存財源が80.4%という歳入構造になります。

続きまして、資料1に戻っていただきまして、歳出であります。

総合計画の章立てごとの内容説明とさせていただきたいと思っております。

歳出の1、福祉、保健医療の充実といたしまして、福祉医療費給付事業は医療費の給付金を引き続き計上をしたところでありまして。

障がい者支援事業は、各種の法に基づきます支援制度を中心に事業を行っていくこ

ととしております。

老人福祉事業では、福祉タクシー券交付などを計上いたしまして、引き続き高齢者福祉施策の推進を図ります。

臨時福祉給付金と子育て世帯の臨時特例給付金を、平成26年度と同様、国の施策に基づき計上をいたしました。

2の教育の振興といたしまして、教育総務関連費では教育相談員の設置ほかを引き続き計上いたしまして、児童、生徒の支援を行ってまいります。

小中学校管理費は、遊具などの施設の修繕でありますとか、ランチルーム、特別教室棟などの耐震補強工事関連経費を新たに計上をして、校内教育環境の整備、安全対策を図ってまいります。

小中学校の教育振興費につきましては、3年に一度改定されます小学校の指導書の購入費用を新たに計上したところであります。

学校給食センター運用事業につきましては、新たに校内の舗装工事費を計上をいたしました。

教育文化施設の運営整備費では、文化センター大ホールの天井耐震化工事関連費を新規に計上して、安全対策を図ってまいります。

体育施設管理事業では、社会体育館の天井撤去工事関連経費を新たに計上したところであります。

3の安全・安心の確保といたしまして、3ページに移りますが、防災対策費ではハザードマップの改訂を行います。

村内雨量計の整備等も行うとともに、災害発生時に村内全地区、役場ですとか避難施設等との通信が確保できるように防災用携帯無線機の購入を新たに計上いたしました。

1つ飛んでいただきまして、非常備消防費でありますけれど、消防団用の小型デジタル無線機購入費を新たに計上をいたしました。

また、消防団員への商品券の授与費も引き続き計上をしたところであります。

4の生活環境の整備といたしまして、バス運行事業では、巡回バスを小型化し、新たに巡回バス車両の購入費用を計上したところであります。

公園整備関連事業では、公園の長寿命化計画に基づきまして大草城址公園、天の中川河川公園や陣馬形の森公園の施設などの改修関連事業費を新たに計上いたしました。

住宅管理費であります、牧ヶ原公営住宅の下水道管の敷設がえ工事を新たに計上いたしました。

5の環境の保全であります、環境衛生、ごみ処理事業では、伊南行政組合、上伊那広域連合の各種の環境衛生関連負担金を計上したところでありますが、リニア中央新幹線の開設の関連では対策協議会の設置経費と工事に伴います車両通行によります大気環境状況を把握するために大気環境測定器設置の関連経費を新たに計上いたしました。

6の生活基盤の整備であります、村づくり事業では、美しい村づくり事業補助金

や公共の看板の撤去費を計上いたしまして、景観の保全に努めてまいります。

村道維持管理費では、村道の破線、老朽箇所維持補修関連経費や各地区への河川・道路管理交付金を拡充して計上をしたところであります。

また、中川美し隊事業費を引き続き計上いたしまして、側溝の管理、村道脇の支障木の伐採や河川などの維持管理に努めてまいります。

村道改良事業では、村道2路線の改良と大草桑原線ののり面保護工事の関連経費を引き続き計上いたしました。

橋梁維持管理費では、橋梁長寿命化計画に基づき橋梁の修繕工事費を計上いたしまして、安全な施設の維持に努めてまいります。

河川整備事業では、苦木沢の改修工事関連経費を新たに計上したところであります。

7、産業の振興としまして、農業振興では、新規就農者対策としまして就農希望者の体験研修里親謝礼金を新たに計上いたしました。

また、農家民宿開設等支援補助金、振興作物普及拡大補助金や農業後継者支援事業補助金などを引き続き計上いたしまして、農業後継者確保や農業振興を図ってまいります。

4ページに移りまして、水田農業対策事業、人・農地問題解決事業では、青年就農給付金を4人分に増額して計上をいたしました。

農村災害対策整備事業では、南向・片桐地区の県営事業負担金を引き続き計上をいたしました。

中山間直接支払事業では、日本型直接支払制度の中で超急傾斜地と集落連携加算が設けられ、事業費を拡充して計上いたしました。

多面的機能支払交付金事業では、日本型直接支払事業への事業費を増額計上いたしまして、引き続き農業施設の維持管理に努めます。

林道改良事業は、陣馬形線の舗装工事関連経費を引き続き計上いたしました。陣馬形線は平成27年度で全線舗装完了の予定であります。

村有林管理事業は、村有林の保育費ほかの費用を計上いたしまして、村有林の管理に努めてまいります。

8、地域づくりとしまして、村づくり事業では、地域おこし協力隊員の増配置を見込み増額計上いたしまして、地域活性化を図ってまいります。

また、獣肉加工施設管理運営経費を計上いたしまして、特産品の開発や獣肉の流通促進につなげてまいります。

教育委員会事務局費は、北海道中川町中学生派遣事業を計上をしたところであります。

9の行財政運営であります。4月に行われます県議会議員の一般選挙費、9月に任期満了となります農業委員会一般選挙費を新たに計上いたしました。

財産管理費では、公有財産・固定資産台帳整備事業を新たに計上をいたしましたところであり。

歳出の性質別内訳につきましては後ほどお目通しを願ひまして、5ページの財政状

況であります。まず、公債費、いわゆる村の借金は、平成 21 年度以降、大規模な借り入れが続いておりました。今後、返済額は増加していく見込みであります。

基金の積立金につきましては、すべての基金総額で 17 億 6,499 万円で、使い道の自由度の高い財政調整基金は 10 億 7,290 万円で、年間予算の 3 分の 1 に相当する額を積み立てております。歳入不足の調整や災害発生などの緊急時に備えております。

財政の健全度合いでありますけれど、財政状況は改善をしてきており、比率の上の判断では健全と考えております。

今後は各種施設の維持管理費の増加が見込まれますので、最小の経費で最大の効果が得られるように、また、財源の確保につきましても十分努力しながら財政運営をしていく必要がございます。

以上、資料 1 については以上であります。

予算資料 2 につきましては、予算の内容を前年度との比較をして抜き出しをするとともにグラフ化したものでございます。

また、予算資料 3 は中川村第 5 次総合計画の基本目標に照らせ合わせて特徴的な事業を抜粋したものであります。後ほどお目通しを願いたいと思います。

以上、一般会計分の予算の概要説明とさせていただきます。

詳細につきましては予算特別委員会でご審議賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、保健福祉課所管の 3 つの特別会計についてお願いいたします。

予算書及び当初予算案提案説明の予算資料 1 の 6 ページ及び予算資料 2 の 6 ～ 11 ページをあわせてごらんください。

最初に議案第 23 号 平成 27 年度中川村国民健康保険事業特別会計予算の説明をさせていただきます。

第 1 条で歳入歳出予算の総額を 5 億 6,100 万円と定めるものです。前年度に比べ 6,700 万円、13.6%の増額となりました。

歳入のうち国保税は 1 億 1,640 万円で歳入全体の 20.7%、前期高齢者交付金は 1 億 6,314 万円で歳入全体の 29.1%を占めています。

歳出のうち保険給付費は 3 億 4,414 万円で歳出全体の 61.3%となります。

共同事業拠出金は保険財政共同安定化事業が全医療費に拡大されることによって 1 億 1,268 万円と前年度に比べて大きく伸び、歳出全体の 20.1%を占めることになりました。

新規事業として生活習慣病の重症化予防を目的とした国保ヘルスアップ事業 134 万円を計上いたしました。

次に議案第 24 号 平成 27 年度中川村介護保険事業特別会計予算をお願いいたします。

第 1 条で歳入歳出予算の総額を 5 億 8,340 万円と定めるものであります。前年度に比べ 4,930 万円、7.8%の減額となります。今年度は、第 6 期介護保険事業計画、平成 27 年度～29 年度の 1 年目となります。介護保険料は基準額で 16.4%の引き上げを行ったことで 1 億 1,234 万円となり、歳入全体の 19.3%を占めることとなりました。

○保健福祉課長

歳出のうち保険給付費は、近年続いていた上昇傾向が落ち着いてきたことから5億5,938万円と前年度に比べて5,000万円余の減といたしました。

地域支援事業は前年を若干上回る水準で計上いたしました。

次に議案第25号 平成27年度中川村後期高齢者医療特別会計予算をお願いいたします。

第1条で歳入歳出予算の総額を4,590万円と定めるものです。前年度に比べ330万円、6.7%の減額となります。この制度における村の役割は、保険料の徴収と徴収した保険料を県の広域連合へ保険料負担金として納入することが主なものであります。現在、中川村の後期高齢者数は横ばいから微減傾向にあり、保険料は減額となります。

歳入のうち一般会計からの繰入金は、保険基盤安定と事務費を合わせ1,408万円で、歳入全体の30.7%を占めています。

以上、よろしくをお願いいたします。

○建設水道課長

私のほうからは建設水道課所管の3議案について提案説明をいたします。

まず議案第26号 平成27年度中川村公共下水道事業特別会計予算であります。

1ページ、予算書本文、第1条で予算の総額は歳入歳出それぞれ2億円と定めるものであります。

4ページ、5ページの事項別明細書をごらんください。

予算の総額は前年度に比べ200万円、1%の減額計上となっており、維持管理主体の事業構成となっております。

歳入では、使用料が消費税分の増加もあり前年度に比べ116万3,000円の増額見込みとなりました。

一般会計からの繰入金は200万円の減額計上となっております。これは歳出の公債費の減少に対応した結果であります。

歳出では、修繕料や委託料の増額によりまして事業費が170万9,000円増額となっておりますが、公債費は元利償還金の減少によりまして388万6,000円の減額計上となっております。

その結果、総額で200万円の減額となりました。

続きまして議案第27号 平成27年度中川村農業集落排水事業特別会計予算について説明いたします。

1ページ、予算書本文、第1条で予算の総額は歳入歳出それぞれ1億3,000万円と定めるものであります。

4ページ、5ページをごらんください。

予算の総額は前年度に比べ500万円、4%の増額計上となっておりますが、公共同様、維持管理主体の事業構成となっております。

歳入では、負担金と使用料はほぼ前年同額を見込んでおりますが、一般会計からの繰入金は400万円の増額計上となっております。これは、歳出の事業費の増加に対応した結果となっております。

歳出では、事業費がクリーンセンター機器類やマンホールポンプの修繕料と施設の

運転管理費等に係る委託料の増加等によりまして 440 万 7,000 円増額となっております。

その結果、総額で 500 万円の増額となりました。

続きまして議案第 28 号 平成 27 年度中川村水道事業会計予算について説明をいたします。

水道事業につきましては、上水道に移行以来、地方公営企業法の規定にのっとりて予算を作成しております。

平成 24 年に地方公営企業法とその会計基準が大幅に改正され、平成 26 年度予算及び決算から新しい会計基準を適用して作成をしております。

予算書本文、第 2 条 業務の予定量としまして、給水件数 1,750 件、年間総配水量 55 万³、1 日平均配水量 1,580 ³、そして、主な建設改良事業を田島第 2 水源掘削工事、配水管新設及び布設がえ工事と決めました。

第 3 条は当年度の損益に係る見込みでありまして、収益的収入の総額を 1 億 3,130 万円、収益的支出の総額を 1 億 830 万円とするものであります。これによる収入支出は 2,300 万円の黒字になります。

第 4 条、2 ページにかけては資本取引に係る収入及び支出の予定額で、収入 263 万円、支出 7,000 万円を見込み、収支の不足額 4,370 万円については当年度分損益勘定留保資金等で補填するものであります。

第 5 条の企業債は、水源掘削事業のため 2,500 万円を限度に借入れを行うとするものであります。

第 7 条は議会の議決を経なければ流用することのできない経費としまして職員給与費 1,166 万 7,000 円を定めるものであります。

公営企業の予算は、収入支出の大綱を定めるものでありまして、議決項目は款、項のみとされております。

説明は以上とさせていただきますけれども、3 ページ以降、法令に定める予算に関する説明書及び参考資料を添付いたしましたのでご参照ください。

それぞれ詳細につきましては予算特別委員会で説明をさせていただきます。

以上、ご審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長

説明を終わりました。

これより質疑を行います。

○3 番

(松澤 文昭) 先ほど村長の平成 27 年度の当初予算の案の提案説明があったわけがありますけれども、その 1 ページの産業振興の後段の中で、特に村の魅力発信と産業育成につなげていきたいというような文面があるわけですが、このことにつきましては、私も一般質問の中で、農業公園構想につきまして一般質問をする中で、村の魅力発信、あるいは情報発信、あるいは中川村の地域資源、観光資源の掘り起こし、あるいはツアー企画等を総合的に企画するような組織が必要じゃないかということの中で、村、JA、商工会が連携をする中で、交流センターというような仮称のものをつくって、これらの魅力発信につなげていったらどうかというようなことを申し上げ

たわけでありませけれども、これらについて検討されているのかどうかお聞きをしたいというふうに思います。

○振興課長 私の方から、先般の一般質問でもいただいておまして、それに向けた検討を進めてまいりたいというふうに答弁をさせていただきました。この当初予算には盛ってございませんが、27年度の中で、具体的に関係の皆様と、そういった検討を進めてまいりたいと考えております。

○3 番 (松澤 文昭) 検討、検討と言っても進みませんので、とにかく、その会合等も開く中で、だんだん、こう、目に見えるような、進捗ができるような方向づけをしていってもらいたいというふうに要望いたします。

○村 長 かしこまりました。

○議 長 ほかに質問はありませんか。

○8 番 (大原 孝芳) 村長の今の方針の説明の中で、地域おこし協力隊のことを2人増員して3人体制にするっていうお話がありました。現在1人ということで、それで、過去に、もう1人いらっしゃったんですが、途中でお辞めになったっていう経過がございます。それで、今回、この中にですね、例えばジビエ肉の商品化事業、あるいは村内の自然エネルギーの活用云々って書いてあるんですが、例えば、募集するに当たってですね、例えば、具体的に村に来ていただいて、どういうことをするかっていうことを明確にしてから来ていただくかね、それか、田舎暮らしはいいよっていうような感じでね、例えば、都会の方で非常に地方の暮らしっていうものに対して興味ある方が応募されるんでしょうが、何か、その途中でお辞めになってしまうような、この原因みたいなものがね、少なからずあったりするのかっていうことと、それから、今回は村内の自然エネルギーについて、かつて、村長は説明されていますので、何か、また、今、それについてですね、今回、今、予算の説明聞く限りでは予算盛りされていませんが、何か具体的な、もし、そういった試案っていうか、方向性が、もし、あればですね、お聞きしたいことと、それから、今、さきに言ったように、その地域おこし隊の協力隊の若い青年たちが、青年だとか、女性でも結構なんですけど、そういう方が、どういう、その気持ちで来ていただくかっていうところをね、多分、面接されたりして決めるんでしょうが、その最初の動機をですね、きちんと説明されて応募していただいているのか、そこら辺の、そのことをちょっとお聞きしたいと思います。

○村 長 2人お願いをしたけれども、お1人、途中で村に定着することができなかつたっていうのは、それは、ちょっと申し上げることはできませんけども、構造的な問題というよりも、非常に突発的なことがあって、それが理由でというふうなことがございますんで、余り一般的な、みんなに当てはまるような理由ではございません。

次の方、お2人を来ていただくわけなんですけども、これは、最初から、1人は、前回、定着できなかったジビエ肉の活用のためにということで、もうお1人については森林の整備というふうなことをお願いをしております。

今、内定というふうな形でお話をしておりますけども、それぞれ、ジビエに関して興味もあるし、それから、もう1人の方は木材関係のことをしたいというようなご希

望を面接でも言っておられて、大変期待をしているところです。

なかなか、若い方の3年間の活動を、何ていいますか、助走期間を経て、あとは自分で中川村で暮らしを立てていくというふうなことなんで、ある意味、こう、若い方の人生をかけたプロジェクトになるので、我々としてもしっかりと対応して、しっかりと頑張っていたきたいし、応援もしっかりしていかなければならないなというふうに思っています。

ああ、そうか。質問の森林整備に関しては、前にも申し上げたかもしれませんが、ドイツとかオーストリアに行ってきたときに、その油代とか天然ガスのお金で、せっかくみんなで地域で儲けたお金が、どんどんそれが流出していくのが、それが、こう、地域が、ドイツやオーストリアの地方のほうが、こう、経済的にしんどい理由であるというふうなことで、あちらでは、ともかくお金を出さない、地域にあるもので何かやっていこうというふうなことを考えておられるというふうなことがありましたので、そのことから、この中川村の中で、どういうことでお金が出ていっているかっていうと、やっぱり熱源を確保するための油代っていうのが結構大きいのかなというふうなことは、どうやらあるみたいで、ただ、そう簡単にいくかどうかわからないんですけども、私のイメージとしては、中川の里山整備をすることによって木質エネルギーを持っていくことができ、それを利用して、油代とか重油代で、例えば大きなお金が出ているとしたら、その何がしかでも安くなって、使っている方々は、その分が油代じゃなくて地域に落ちる人件費になっていくような形になれば、大変、経済的ないろんな効果があって、山もきれいになるのかなというふうに思っています。専門家の方のシミュレーションなんかもお願ひしているところですが、まだ、その結果は、まだ出てきていないし、それから、どうやら、その新たな施設を一からつくるというときには、もう、それべしで設計ができるのでいいんだけども、今、既にいろいろやっているところに、後から、そういう木質のエネルギーを使うような施設を後からつけ加えるという場合にはですね、なかなか、やっぱり既存の施設との兼ね合い、スペース的なもんとか、いろんな導線の問題だとか、いろんなところがあったりとか、メンテナンスの費用も二重にかかる、今までの分プラスになってくるとか、いろんなことがあって、果たして、経済的に、こう、みんながハッピーになるのかどうかっていうところは、ちょっと、これからシミュレーションしてみないとわからないんですけども、そんなことやら、ほかのいろんな可能性やらを、木材、木質バイオエネルギーに関しては検討していただいて、いい形で実現させていただいて、ご本人の暮らしも成り立つようになれば本当にありがたいことだなというふうに思っております。

○議 長 ほかに質問ありませんか。

○6 番 (柳生 仁) 私は、説明資料1の5番のところの環境の保全でありますけれども、リア新幹線工事に伴う環境の設置ということで、中川村では21万円の費用を計上してあるわけでございますけれども、そのことは、大変心配されることでありますので、大変重要な課題と思っております。金額が大きい小さいよりか、以前に村長のほうから、このことを村独自でも調査したらどうですかということ聞いたときに、村長の

ほうから、このことは、リニアの問題はJ R東海の問題であるということから、こういった費用が発生することは、村が持つべきでないということを答弁があった経過があったと思います。今回、こうした費用を盛ったことにつきまして、どのような経過で盛られたのか、また、この費用をJ R東海に、村長の前の答弁でいきますと、請求してもいいような形のこと、もう1点は、J R東海にもしてもらって、その整合性を合わせるという、村の環境調査したのと、J R、違うっていう部分があったら困るんで、そういったことをどこまで考えているかお伺いします。

○村 長 おっしゃるとおり、今でもですね、筋としては、事業を進める側のJ R東海が、きちっといろんなこととして、住民が安心できる、気持ちよく協力できるような形の準備をするのが筋だと思います。

ただ、J Rさんもモニターはしますとおっしゃっていますが、どんなモニターを、どんなふうにして、どういうふうに表示してくれるのか、その辺のところは非常にはっきりしないまま、国交大臣のほうからもゴーサインが出たし、これから物事が進んでいくという中でですね、なし崩し的に事が進んでいくというのも困るというふうなことがあります。それで、県のほうで、その大気質についての調査する、その機械を、もう、ずっとべったり置いてくれたらいいんですけども、ほかのところもたくさんあるので、移動式のやつを一定期間置いてくれるというふうな話になっています。ただ、そのためには、場所を確保したり、電源を確保したりっていうふうなことが必要になってきますので、まずは、そういう一番ミニマムな規模かもしれませんが、そのところからやっていって、おっしゃるとおり、J Rサイドが何らかの形でやったモニターの結果と、こちらサイドのモニターの結果を突き合わせるということもやっていかなければいけないと思いますし、J Rが後で支払ってくれるかどうかはわかりませんが、J Rに請求するというのはいくつか筋が通った話だと思いますし、ぶつけるっていうことは、やっていくべきかなと思います。ただ、ちょっと払ってくれるかどうかは、ちょっと、それをかち取る自信は余りないですけども、請求すべきことかなというふうに思っています。

○6 番 (柳生 仁) ぜひ、村長は、村費、費やしてまでやることはないんだとおいうことを言っておられましたんで、そのことを腹をくくって、J Rへしっかり請求してもらいたいこととおもっております。このことは、担当へ聞きますと、20日ほどかけて調査をするんだと、日数かけないと正しいデータは出ないということなんでございまして、ぜひ、J Rに、わずかでありますけれども、それはJ Rの持ち分として、中川村が調査するんで、信頼性の問題でありますので、この予算、出してよっていうことを、請求書を出してもらいたいと思っております。

○村 長 協議会のほうで、そういう形のものをぶつけていくような形ができればいいのかなというふうに思います。

○議 長 ほかに質問ありましたら。

○4 番 (鈴木 絹子) チャオのあり方を再検討していきますということをおっしゃったんですけども、具体的な方向性は、もう何か出ていますでしょうか。

- 村 長 具体的なところは、まだ余りないです。
- ただ、先ほど申し上げたとおり、来年ですかね、再来年度になるのかな、来年、飯島のほうでバイパスのところに、ちょっと別格の、普通の道の駅以上のものがですね、できるということで、飯島町のほうでも頑張っておられるし、先ほど申し上げたように、上伊那のマーケットと下伊那のマーケットがあって、この中部伊那といいますか、その境目のところ、群境の我々のところは、ちょっと、市場的にちょっと谷間になっているのかと、にぎわいの谷間になっているのかなと思います。飯島町でも、そういうような道の駅ができてくる、そして、チャオのほうも、そのタイミングも合わせた形でですね、また、にぎわいをつくっていくようないろんな仕掛けができれば、2つのマーケットが一体化してくれば、1つの大きな山になる、山と山があって谷間だったのを1つの大きな山に持っていければ、一番メリットがあるのは今まで谷だった我々のところだと思いますので、そんなふうなことをできるようなことをしたいなというふうなことを思っていて、ショッピング組合の皆さん、それからJAの皆さん等々とお話をしていきたいと思えますし、アドバイスを得られたらうれしいなと思うような方も内心はありますが、その方もお忙しいのでOKしてくれるかどうかわからないし、ちょっと、ここで申し上げられるのは、今ぐらいなことかなというふうな感じで思っています。
- 4 番 (鈴木 絹子) チャオのあたりは、村の人が一番多く集まるかなということで、主婦の人たちも出やすいところだと思いますし、今、言われたように、本当に、こう、谷ではなく、山になるように、ぜひ、大きな力を発揮していただきたいと期待します。
- 終わります。
- 議 長 ほかにありましたら。
- 2 番 (湯澤 賢一) 数字の細かい部分につきましては特別委員会で細かくやっていただきますので、村長の提案説明のことについてちょっとお聞きいたします。
- 基本的には、これ、まち・ひと・しごと創生法を活用して緊急の課題である担い手不足の問題や定住促進の問題や産業の問題を解決していこうということだと思います。
- しかし、私自身は、ずっと議員になってから厚生文教委員会っていうのでやっておりますから思いません。ここに、厚生文教委員会に関することが、ほとんど、その提案説明の中になく、これ、ちょっと、この原案の中にはあるのかもしれないけど、例えば、今だったら、この、最近、議会と住民の懇談会っていうのをやりました。そうした中で、やはり、介護、介護保険制度の改悪の問題、改悪というか、改正というか、あるいは、そうした問題とか、グループホームなんか、いわゆる施設の人たちの窮状なんかもね、かなり訴えられておられて、そうした問題、例えば、これは、村長の選挙のときの公約であります。財政調整基金を取り崩してでも住民の生活は守るんだというふうなかたい決意があったと思うんですが、これ、ことしの予算提案説明の中に、中に、ここにあるから見てくれっていうところがありましたら、それはそれであれなんですけれども、ぜひ、どういうふうに考えているかおっしゃっていただきたいと思えますし、それから、もう1点、厚生文教ということでは、教育委員会の関係一

—教育委員会っていうか、教育の関係ですが、ことし、公民館が何か全国表彰を受けたと、しかも、その中の70団体のうちのトップ5つに入っていると、これ、本当にすばらしい成果、公民館の成果だと、実際には、それぞれの方が頑張っていらっしゃるんですけど、実際には、図書館の問題とか、あるいは、そうした活動を通じて何か別のものを生み出したとかいうふうな形での工夫というか、そういうものがあったもいいんじゃないかと思うわけですが、その辺について村長のお考えをお聞きします。

○村 長

方針と当初予算案として申し上げたところは、ちょっと目玉になるかなというか、村民の皆さん方も特に来年のことについて気にしておられるかなというふうなところを申し上げました。

その福祉関係のところについては、副村長も申し上げましたけども、去年もいろいろなことを、新しいこともやったことなんか継続しながらやっていくことかなというふうに考えております。

グループホーム等々については、いろいろ経営上の問題というふうなこともお話を聞いたこともありますが、なかなか、ちょっと、これから、その需要の数と、ニーズと供給っていいですかね、利用と供給がこれからどうなっていくのかなっていうふうなところをよく見ていかないと、中川村だけのことではなくて、問題、一つの、確かに今後のことを考えると、いろんなことが心配かなと、つまり、何ていうかな、待機者がだんだん、言っているほどどうも多くなってきているんじゃないのかなというふうなことが、実際のそういうところを運営していらっしゃる方、なかなか埋めにく——埋めにくっていう言い方はよくないのかもしれない。利用者を確認しにくくなってきているっていうのがありまして、それは、何か経済情勢等々によって利用しにくっていうふうなことがあるのかもしれないし、その辺は少し、おっしゃるとおり研究する必要があるのかなというふうに思います。

それから、もう1点、公民館については、ベスト5というふうなことですけども、これから、いつでしたっけ？発表があって、発表があった中で、この5つのうちの1つが最優秀になるというふうなことで、最優秀を、今度、その表彰式のところで、それぞれが自分たちの取り組みを発表して、それが1位に選ばれる可能性もあると、中川村が、ですから、中川村公民館が日本全国のトップに立つということもあるのかなというふうなことで、大変期待をしているところでございますけども、第5次総合計画のそのタイトルというのも、「一人ひとりの元気が活る」っていうふうなことで、何ていうか、キャッチフレーズといいますか、全体のテーマというふうになっておりますけども、一人一人の人がいろんなことをやりたい、子どものことが、子どもの成長が楽しみだっていう人もいれば、みやましい作物をつくるのが生きがいだという人もいれば、いろんな文化活動も、スポーツも、それぞれいろんな趣味のこととかあると思いますけども、そういう、本当にいろんな活動にみんなが伸び伸びと助け合って、地域で助け合いながら、かつ自分の個人のやりたいこともできるっていうのが、一番、中川村のすばらしさだし、これからもそれを残していかなくてはいけないと思っているので、公民館活動のみならずですね、いろんなことが坂になる村でありたいと思

ますが、今回の、その予算編成の中で、そのことについて、例年とは違って特別何かをしているっていうことは、ちょっとないのかもしれませんが、一貫して、そのことは、そういう思いでいるということはお理解いただけたらありがたいかなと思います。

○教育長 　　ただいまお話のありました公民館の文部科学省表彰でありますけれども、今までの諸先輩が培ってきた公民館活動総体を評価していただいたこと、そして、現在の皆さんのご協力あつてのことというふうに思います。4日、インターネットでもって配信されるというふうになっておりますので、よろしくお願ひします。

○議　　長　　湯澤議員、よろしいですか。

○2　　番　　(湯澤　賢一)　はい。

○議　　長　　ほかに質問ありましたら。

○9　　番　　(山崎　啓造)　先ほどですね、8番議員が地域おこし協力隊員のことでお尋ねをしておりましたので、その中でちょっとお聞きをします。

この提案書を見る前は、予算書だけ見たときにはですね、増員ということはわかったわけです。それで、今までの協力隊の事業の流れの中で、今まで来た実績が何か見えてきたから増やすのか、それとも全然だめだから増やすのかなあという、そんなような疑問があつたわけです。その中で、その協力隊員っていうのは、自分も非常に、これ、期待しているところです。その中でもですね、ジビエ肉の商品化事業、これ、以前にも、ちょっと質問したんですが、野生肉の、それを商品化するっていうことは非常に難しいわけですよ。とれる時期だとか、オスとかメスとか、そういうことでも、全然、肉の質が変わってっちゃうんだけど、そんなところはどんなふうに考えて、商品化できますかね?非常に心配しますということを質問したことがあります。そのときにですね、東京の銀座ですか?とかのレストランでとにかく欲しいと言っているんで、すごく期待しているんですよと言った、じゃあうまいこと行くんだなあというふうに自分は思ったんですが、それが、ちょっと外れちゃったっていうことですかね?その辺が商品化ができないから、その人を増やしたりして、もう一回やり直すという、そんな考え方でいいんでしょうか。

○村　　長　　前回の方はですね、ほとんど、何ヶ月半ぐらい?1ヶ月半とか2ヶ月とか、それぐらいの期間でぼちゃって——ぼちゃってというか、続けられなくなってしまいましたので、ほとんど手つかず、東京に行ったりっていうふうなことをして、いろいろ営業活動もし始めて、名刺を配ったぐらいのことしかできていないのではないのかなというふうに思います。

今度の方については、そういうことのないように、また、いろいろと、おっしゃるとおり、その子どもの肉だとか、オスの肉とか、メスだとか、季節によってとか、それから、どの部位はどういうふうな料理がいいんだとか、いろんなニーズはある、注文といいますかね——注文というか、その、こう、向こうから、こんな形のこんなものを欲しいんだというような、そういう、こう、要求っていうのも、当然、そういう高級なお店でやっていらっしゃるところについては、のは、あるかと思ひます。だから、そういうのもあるし、村内でも薫製とかいうふうな形で頑張っていたいただける方も

いらっしゃるので、高級なもの、それから、もう少しお土産で長期間なもの、旬、その生のまま送るようなものとか、いろいろ分けてですね、やっていかななくてはいけないんだろうなというふうに思っております。

何かを言おうとしていたんだけど、すみません、出てこなくなっていました。また思いつけば言います。

○議 長
○3 番

そのほかにありましたら。質問ありましたら。
(松澤 文昭) 予算書の歳入の部分のふるさと応援寄附金のところを見てまいりますと、昨年と予算額が変わっておりません。このふるさと納税制度の活用につきましては、私も一般質問で申し上げましたとおり、地方間格差の是正というようなことで平成20年度から始まっているわけでありまして、年々、寄附者、それから寄附金額も増えているということでもあります。そういう中で、平成27年度から寄附金の控除が2倍に拡大されるということになっているわけでありまして、そういう意味で、特に総務省のホームページ等も見てまいりますと、中川村は、一応、寄附に対する特典がある市町村になっておりますが、その内容は、寄附をしてもらった方に、一年間、広報誌を送るというような特典であるわけでありまして。そういう中で、やはり、私は、この制度をうまく活用をして、中川村の特産物だとか農産物だとか、こういうものを、やはり、新しい販売ルートとして位置づけて活用していくということが重要だと思っておりますけれども、特に、先ほど申しましたように、平成27年度から寄附金の上限が2倍に拡大されるということでもありますけれども、それらについて、当初予算の計画の中で検討をされたり、あるいは方向づけについて何らかの、こう、庁内議論がされたか、されたことがあるのかどうかお聞きをしたいというふうに思っております。

○村 長

前にもご質問、同じご提言をいただきまして、そのときには、販売というのか、サンプリングとして、中川村にこんなすてきなおいしいものがあるんだよというふうなことを、試食——試食といいますか、食べていただいて、その後、しっかりと気に入っていただければ買っていただけるというふうな、そんな方策にするのがいいのかなというふうな形になっていたかと思っております。そんなふうなことを申し上げたかと思っておりますが、先ほどおっしゃったような交流センターみたいなものをきちっとやっていかないと、前のときにお話が出たのは、村で行政として、その、どの商品を送るかというふうなところを、平等性の部分で難しいので、もう少し交流センターみたいなものでやったほうがいいなというふうなお話になったかと思っておりますけど、ちょっと、おっしゃるとおり、その辺のところですね、なかなかおくれておって、ご提言にすぐに対応されていないのは大変心苦しいところですけども、ちょっと、そんなところで、今回のところでは対応ができておらなかったというのが実情でございます。

○3 番

(松澤 文昭) 私は、こう思っているんですね。やはり中川村は、皆さんも言われるとおり基幹産業は農業であると、今、農業は非常に厳しい状況であるわけでありましてけれども、その一つの原因が、やはり価格低迷だということであるわけです。そういう中で、みずからが価格を設定をできて売れるという新しい販売ルートっていうのは、非常に魅力がある販売ルートだということに私は捉えております。

それから、2つ目は、やはり、このふるさと納税につきましては、マスコミ等でも多く取り上げられているわけであります。そういう意味では、中川村の、やはり魅力の発信だとか、それから、農産物、特産物のPRだとか、そういうことが無料でできるというようなこともあろうかと思えます。

それから、何よりも重要なのは、私は、アンケート調査等を見ますと、ふるさと納税をした市町村に80%の方が行ってみたいというようなことをアンケートの中で答えているということもありますし、あわせて、先ほど行われた議会と住民との懇談会の中で、このふるさと納税の活用につきましては意見が多く出ておりました。

そういう中で、ぜひとも、先ほど申しましたように、27年度から寄附金額の拡大がされるわけでありますので、早急に検討をして、中川村としても、前段、申し上げたような発想の中で取り組みの提案をしたいと思えますけれども、よろしく願いしたいと思えます。

○議 長 よろしいですか？提案ですね？

○3 番 (松澤 文昭) それでは、ちょっと、この問題、まだ、違う観点で、もう少し議論をしたいところもありますので、一般質問の中でもう1回取り上げますので、お願いします。

○議 長 そのほか質問。

○5 番 (中塚礼次郎) 私は、村長の提案説明の中と、予算書の中でも、ちょっとあれなんですけど、豪雨災害の備えの中で雨量計の設置のことではありますが、一般質問の中でも雨量計のことについてはやらせていただきましたが、これを見ると4機の村内への増設というふうになっていますが、ここの役場庁舎のものが、この雨量計のところへ行かなくて、この事務所の中で雨量の計測等ができるというふうなものに変えるっていうふうなものは含まれておらんのかどうかということと、増設はどこに増設になるかということ、ちょっとお願いしたいと思えます。

○総務課長 雨量計4機増設っていう言い方させていただいているのは、実は、昨年10月にエコシティーのホームページで公開しているものについては、機械を更新しております。これがあるのが葛島の柳沢、それから、中学校のすぐそばに、従来からあった雨量計を機械を更新しております。私どもも検討した中で、同じもので、同じ部分で見られるほうがいだろうと、別々のホームページなりを開かないと見られないという状況よりも、1カ所で見られたほうが便利がいだろうということで、同等のもの、同様のものと考えております。そのうちの1つは、現在、役場庁舎のものが不具合でございますので、役場へ1個、1機設置します。それから、南向地区では、先ほど言ったように葛島に1機ありますので、美里のほうへ1機設けたい、それから、片桐地区には、南のほう、中田島のあたりへ1機設けたい、それから、北のほうについては、横前へ1機ということで4機の増設を考えているということあります。

○議 長 ほかに質問、質疑ありますか。——よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 これで質疑を終わります。

○事務局長

これで本日の日程を全部終了をいたしました。
本日は、これをもって散会といたします。
ご苦労さまでした。
ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

[午後2時22分 散会]